

令和4年度 地域研究レポート集

令和5年3月

公益財団法人
埼玉りそな産業経済振興財団

■ はじめに

弊財団は、埼玉県内の経済・産業動向、企業経営及び地域の活性化等に関する調査研究や情報収集を行い、それらの情報等を適切かつ積極的に発信・提供していくことにより、埼玉県の産業経済の振興と発展に貢献していくことを目的としています。

世界で初めて新型コロナウイルス感染症の発症が確認されて既に3年以上が経過し、昨年に始まったロシアによるウクライナ侵攻は長期化の様相を強めています。また、世界情勢が緊迫する中、円安や物価高による国民生活への影響も大きくなっています。

国民の生命と財産、安心できる生活や地域社会を守るため、今後とも効果的な政策を実行し続けることが求められています。

令和4年度は、各研究員が最近の社会・経済情勢を踏まえた独自のテーマを設定し、地域における社会的課題の実態、要因、将来の方向性等について、調査、研究、提言を行っています。

本冊子は、「埼玉りそな経済情報」（発行 株式会社 埼玉りそな銀行）に地域研究レポートとして令和4年7月号から令和4年12月号まで掲載した研究成果を取りまとめたものです。

本冊子を通じて、各自治体や事業者の皆様が抱えている課題の解決に少しでもお役にたてば幸いです。

■ 目 次

01	成年年齢引下げと消費者保護	1
02	支援が急がれるヤングケアラー	5
03	動き始めたデジタル田園都市国家構想	9
04	中小企業は、今こそBCPの策定を	13
05	人口で見る埼玉県と県内自治体の課題	17
06	コロナ禍における埼玉県の滞在人口の変化 ～人流オープンデータを用いて～	19
07	地方創生からデジタル田園都市国家構想へ	23

成年年齢引下げと消費者保護

研究主幹 棚沢 英明

はじめに

2022年4月1日より、成年年齢が18歳に引下げられ、18歳・19歳の約220万人の若者が一斉に成年となった。今後は大半の若者が、高校3年生で18歳の誕生日を迎えると成年となり、高校では成年と未成年者が混在することになる。

1876(明治9)年以来20歳とされてきた日本の成年年齢の引下げが、日本の社会に与える影響について、消費者保護の観点から考えてみたい。

成年年齢引下げの経過と目的

民法が定める成年年齢は、「単独で契約を締結できる年齢」と「親権に服することがなくなる年齢」という2つの意味を持ち、1896(明治29)年に民法が制定されて以来20歳と定められてきた。

これは1876年の太政官布告を引き継いだものと言われており、2018年6月13日に成立した民法の成年年齢を20歳から18歳に引下げること等を内容とする「民法の一部を改正する法律」により、約140年ぶりに見直しが行われ、2022年4月1日に施行された。

民法の一部を改正する法律(成年年齢関係)

【法律の要点】

1 成年年齢の引下げ(民法第4条)

①一人で有効な契約をすることができる年齢

②親権に服することがなくなる年齢

⇒いずれも20歳から18歳に引下げ

「成年」と規定する他の法律も18歳に変更

2 女性の婚姻開始年齢の引上げ(民法第731条)

(現行法) 男性 18歳 女性 16歳

⇒女性の婚姻開始年齢を18歳に引上げ

婚姻開始年齢は男女とも18歳に統一

3 施行までの周知期間

若者のみならず、親権者等の国民全体に影響

消費者被害の防止等の観点から、周知徹底が必要

⇒令和4年4月1日から施行

国民投票権年齢や選挙権年齢は、先行して18歳に引下げられており、2016年7月の参議院議員通常選挙において、国政選挙として初めて18歳選挙権が実施されている。

これらの法改正の議論の中で、民法の成年年齢の引下げが議論されることとなり、またアメリカ合衆国やドイツ、フランス、オーストラリア等、世界的にも成年年齢を18歳としている国が主流となっていることも改正の根拠となっている。

平成19年5月 国民投票法の制定

・憲法改正国民投票の投票権年齢を18歳と定め、民法においても法制上の措置を要請

平成21年10月 法制審議会の答申

・選挙権年齢が18歳に引下げられるのであれば、環境を整備した上で、成年年齢も18歳に引上げる

・成年年齢を引下げるのであれば、女性の婚姻開始年齢は18歳に引上げるのが相当

平成27年6月 公職選挙法の改正

・選挙権年齢を18歳へ引下げ、民法についても法制上の措置を要請

成年年齢を18歳に引下げるとは、18歳や19歳の若者の自己決定権を尊重することになり、積極的な社会参加を促すことになると期待されている。

経済的な自立が可能であれば、起業における様々な手続きや賃貸住宅の契約等も親の同意なく単独で可能となるなど、若者の自主性が発揮されやすくなると考えられる。

【18歳(成年)になったらできること】

◆親の同意がなくても契約できる

・携帯電話の契約 ・ローンを組む ・クレジットカードをつくる
・一人暮らしの部屋を借りる など

◆10年有効のパスポートを取得する

◆公認会計士や司法書士、医師免許、薬剤師免許などの国家資格を取る

【20歳にならないとできないこと(従来通り)】

◆飲酒をする ◆喫煙をする

◆競馬、競輪、オートレース、競艇の投票券(馬券など)を買う

◆養子を迎える ◆大型・中型自動車運転免許の取得

成年年齢引下げによる課題

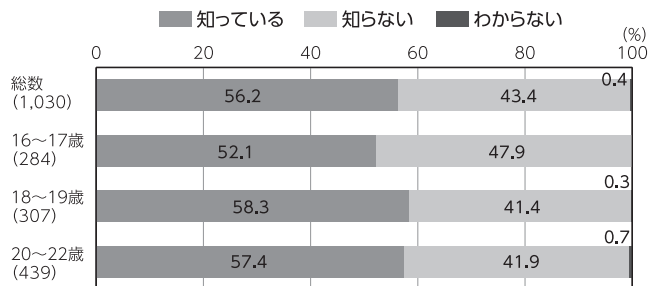
成年年齢の引下げによる効果に期待が寄せられる一方、若者の契約トラブルを懸念する声も広がっている。一人で有効な契約ができるということは、契約に対する責任も負うということである。

これまで18歳や19歳に認められていた未成年者取消権を行使することはできなくなり、消費者被害が拡大すれば社会に及ぼす影響は大きい。

※民法第五条:未成年者が法律行為をするには、その法定代理人の同意を得なければならない。ただし、単に権利を得、又は義務を免れる法律行為については、この限りでない。
2 前項の規定に反する法律行為は、取り消すことができる。

内閣府が行った「成年年齢引下げに関する世論調査(2018年12月調査) 抜粋」では、以下のような結果となっている。

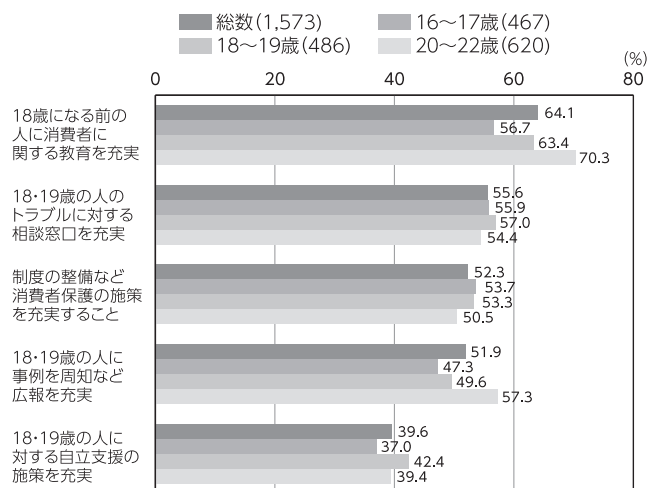
●未成年者の契約の取消権の認知度



資料:内閣府「成年年齢の引下げに関する世論調査(平成30年12月調査)」

「成年年齢に達すれば、父母などの同意なく一人で契約できることを知っている」と回答した1030人の

●今後必要と思う環境整備

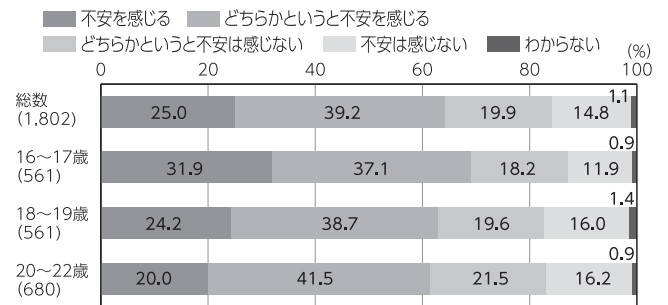


資料:内閣府「成年年齢の引下げに関する世論調査(平成30年12月調査)」

内、未成年者取消権を「知っている」と回答した人は56.2%と半数以上となったが、「知らない」と回答した人も43.4%あった。

成年年齢の引下げに伴い、今後どのような環境整備が必要かとの回答では、「18歳になる前の人に消費者に関する教育を充実」が全体で64.1%となっている。

●消費者被害への不安



資料:内閣府「成年年齢の引下げに関する世論調査(平成30年12月調査)」

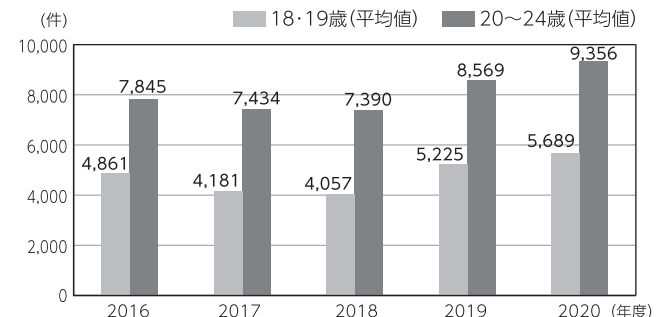
また、消費者被害への不安を感じている人は、全体の64.3%という結果となり、多くの若者が不安を感じていることがわかる。

全国の消費者相談の現状

独立行政法人国民生活センターでは、国民生活センターや全国の消費生活センター(注)等に寄せられた消費生活相談情報に基づく統計・分析結果などのデータを公表している。

(注) 独立行政法人国民生活センターと連携して、住民である消費者に消費生活上のサービスの提供を目的として運営されている地方自治体の機関

●「18・19歳」「20~24歳」の年度別相談件数(平均値)



資料:独立行政法人 国民生活センター発表情報

PIO-NET(全国消費生活情報ネットワークシステム)に登録された消費生活相談情報の総件数は、2008年度以降90万件前後で推移しており、2020年度は約939千件であった。内20歳未満の割合は3%

弱と小さいが、成年年齢の引下げを受け、18歳・19歳の若者向けに消費者トラブルの事例や傾向を公表し、注意喚起を促している。

近年18歳・19歳の相談件数(平均値)、20歳~24歳の相談件数(平均値)ともに増加傾向にあり、20歳代の相談件数は、18歳・19歳の概ね1.5倍程度で推移している。2022年以降、成年年齢の引下げにより、18歳や19歳がトラブルなどに巻き込まれ、相談件数が急増しないか懸念されるところである。

また、国民生活センターでは「18歳・19歳に気を付けてほしい消費者トラブル 最新10選」として、以下の事例を掲載している。

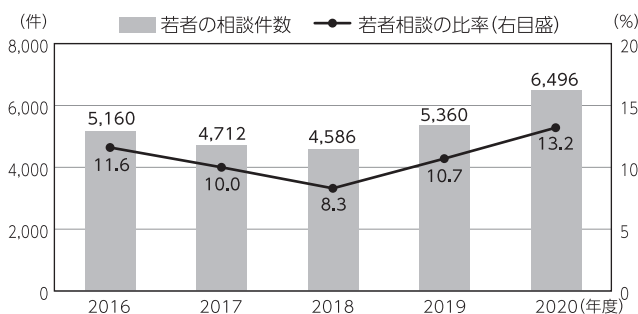
【18歳・19歳に気を付けてほしい消費者トラブル 最新10選】

1. 副業・情報商材やマルチなどの "もうけ話" トラブル
2. エステや美容医療などの "美容関連" トラブル
3. 健康食品や化粧品などの "定期購入" トラブル
4. 誇大な広告や知り合った相手からの勧誘など "SNSきっかけ" トラブル
5. 出会い系サイトやマッチングアプリの "出会い系" トラブル
6. デート商法などの "異性・恋愛関連" トラブル
7. 就活商法やオーディション商法などの "仕事関連" トラブル
8. 賃貸住宅や電力の契約など "新生活関連" トラブル
9. 消費者金融からの借り入れやクレジットカードなどの "借金・クレカ" トラブル
10. スマホやネット回線などの "通信契約" トラブル

埼玉県消費者相談の現状

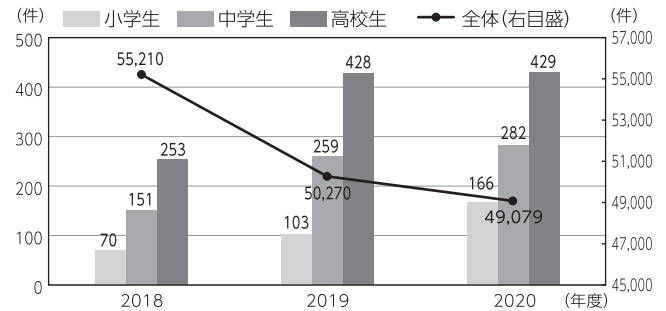
2020年度埼玉県消費生活相談年報によれば、相談件数の総数は53,322件(うち苦情49,079件92.0%)となっているが、若者(契約当事者が29歳以下)の件数(苦情のみ)は6,496件(13.2%)あり、2018年度以降件数・割合ともに増加傾向を示している。尚、20歳未満の未成年者でも同様の傾向を示している。

●若者の相談件数と構成比の推移(埼玉県)



また、小学生から高校生の相談件数も増加傾向にあり、消費者トラブルの低年齢化が進んでいることがうかがえる。

●小学生・中学生・高校生の相談件数の推移



成年年齢引下げに伴う消費者トラブル防止に向けた環境整備

消費者トラブルに遭わないためには、未成年のうちから契約に関する知識を学び、様々なルールを知った上で、その契約行為により発生する権利・義務がどのような内容なのかを理解する力を身につけることが必要である。これまで政府は、消費者への周知の徹底、消費者教育の充実等を目的に、消費者庁、文部科学省、法務省及び金融庁(以下「4省庁」という。)をはじめとする関係省庁において、2018年度より集中的かつ重層的な取組を推進してきた。

2018年2月、「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」を策定し、同年3月閣議決定した「消費者教育の推進に関する基本的な方針」の変更において、若年者への消費者教育を「当面の重要事項」に位置付けた。

成年年齢引下げの周知徹底と注意喚起を図るため、ポスターの掲示やチラシの配布、動画配信等、様々な普及啓発活動が実施されてきた。また、消費者教育の充実を目的とした生徒用教材である「社会への扉」等を活用した授業が、2020年度までに86%の高等学校等において実施されるなど、成年年齢引下げに向けた準備が進められてきた。更に、消費生活相談ダイヤル188(消費者ホットライン)の周知に努めている。

今後の取り組み

2022年3月31日、若年者への消費者教育の推進に関する4省庁関係局長連絡会議において、成年年齢引下げ後の消費者教育の実践・定着に向けて関係4省庁が連携して消費者教育の取組を推進していくため、2022年以降3年間の「成年年齢引下げ後の若年者への消費者教育推進方針-消費者教育の実践・定着プラン-」が定められた。

その中では、新型コロナウイルス感染症の拡大やデジタル化の進展等に伴うトラブルの増加、孤独・孤立問題への対応など、消費者を取り巻く社会情勢等の変化を踏まえ、主に以下の推進方針が示された。

I 実践的な取組の推進・環境整備

1. 学校等における消費者教育の推進

高等学校等、大学等、事業者等における若年者向け消費者教育の推進。

2. 若年者に対する広報・啓発(注意喚起・情報発信等)

3. 若年者を支える社会的な環境の整備

II コンテンツの充実・活用の促進

III 進捗状況のフォローアップと推進方針の見直し

埼玉県の取り組み

埼玉県では「埼玉県民の消費生活の安定及び向上に関する条例」が制定されており、この条例に基づき、消費生活に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本計画として、「埼玉県消費生活基本計画」を策定した上で、「消費者教育の推進に関する法律」で求められている「消費者教育推進計画」としても位置付けている。

2022年度から2026年度までの5年間とする現計画では、成年年齢の引下げに伴う消費者行政の変化に対応し、若年期特有の問題に対応した消費者教育の充実が必要であるとしている。

また、2022年3月に策定された「埼玉県5か年計画～日本一暮らしやすい埼玉へ～」に掲載された消費者被害の防止施策においても、成年年齢の引下げによる若年者の消費者トラブルの急増に対する懸念

から、県・市町村が連携して消費生活相談体制を強化している。

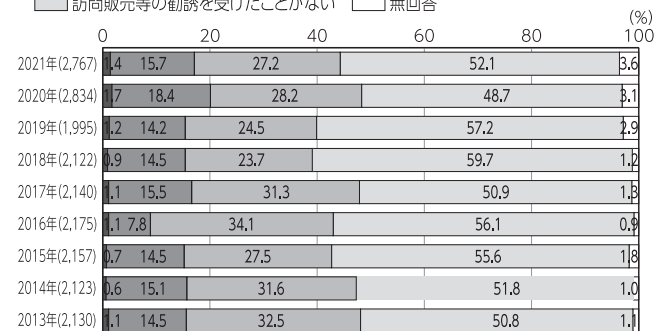
主な取組としては、「消費生活相談体制の強化」「多様な消費者教育の実施」「消費者啓発のための学習支援や情報提供」等がある。

また、5か年計画及び消費生活基本計画の指標として、以下の目標を掲げている。

「1年以内に消費者被害の経験がある」または「嫌な思いをした」県民の割合(県政世論調査で「訪問販売、電話勧誘販売、通信販売などにより行った契約で、経済的・物的な消費者被害の経験がある」または「嫌な思いをしたことがある」と回答した県民の割合) 20.1%(2020年度)⇒13.8%(2026年度)

● 訪問販売、電話勧誘販売、通信販売による 経済的・物的な被害

■ 訪問販売等により、商品やサービスの契約をして、経済的・物的な被害に遭ったことがある
 ■ 経済的・物的な被害はなかったが、勧誘や契約などの過程で嫌な思いをしたことがある
 ■ 訪問販売等の勧誘を受けたことはあるが、経済的・物的な被害や嫌な思いはしなかった
 ■ 訪問販売等の勧誘を受けたことがない □ 無回答



資料:埼玉県「令和3年度埼玉県政世論調査」

おわりに

18歳や19歳の若者が成年となることで、自らの意思で積極的に社会参加することには意義がある。

しかしながら悪意のある事業者等は、こういった機会を虎視眈々と狙っている可能性がある。

消費者被害の防止に向けて、消費者契約法等の一部を改正する法律等が施行される予定であるが、効果は未知数であり、今後も若年者に対する様々な消費者教育等が継続して実施されることが大切である。

同時に、成年年齢が18歳という意識や行動が定着するまでの間、教育現場だけでなく、家庭や職場、社会が一致して若年層の消費者被害の拡大防止に取り組むことが重要となるであろう。

支援が急がれるヤングケアラー

主任研究員 青木 淳子

はじめに

入間市では、令和4年の6月議会においてヤングケアラーを支援する条例案が全会一致で可決された。これまで、複数の自治体でケアラーを支援する条例が制定されてきたが、ヤングケアラーの支援に特化した条例は全国で初めてである。

「ヤングケアラー」という言葉は以前から使用されていたが、令和2年3月に埼玉県が全国で初めてケアラーを支援するための条例を制定してから、社会の関心が急激に高まってきたとみられる。「埼玉県ケアラー支援条例」はケアラー全般への支援のためのものだが、条文の中でヤングケアラーを明確に定義づけて、ヤングケアラー支援に関する基本理念や関係機関の役割等をうたっている。当時はヤングケアラーという言葉の認知度は低く、同年11月公表の県政サポーターアンケートでは、「ヤングケアラー」という言葉の認知度は16.3%（「よく知っている」と「ある程度は知っている」の合計）にとどまっていた。

しかし、その後の自治体の動向をみると、議会でヤングケアラーへの支援に関する質問が出されたり、広報等でヤングケアラーについての説明や相談窓口の連絡先が掲載されるなど、全国的な関心の高まりが見受けられる。また、複数の自治体でケアラー（一部でヤングケアラーも含む）支援に関する条例が制定されている。実際のヤングケアラー支援への取り組みも整備されつつあるので、現在の動向をみていくこととする。

各自治体における条例制定の動き

令和2年3月に埼玉県が「埼玉県ケアラー支援条例」を制定して以降、複数の自治体でケアラーを支援するための条例が制定されている。冒頭で記載したように、ヤングケアラーの支援に特化した条例は入間市が初めてで、これまでの条例はケアラー全般を対象としている。

●ケアラー支援に関する主な条例

自治体	条例名	公布日
埼玉県	埼玉県ケアラー支援条例	令和2年 3月31日
北海道 栗山町	栗山町ケアラー支援条例	令和3年 3月19日
三重県 名張市	名張市ケアラー支援の推進に関する条例	令和3年 6月30日
岡山県 総社市	総社市ケアラー支援の推進に関する条例	令和3年 9月9日
茨城県	茨城県ケアラー・ヤングケアラーを支援し、共に生きやすい社会を実現するための条例	令和3年 12月14日
北海道 浦河町	浦河町ケアラー基本条例	令和3年 12月14日
岡山県 備前市	備前市ケアラー支援の推進に関する条例	令和3年 12月24日
栃木県 那須町	那須町ケアラー支援条例	令和4年 3月14日
北海道	北海道ケアラー支援条例	令和4年 3月31日

上記の表はこれまでに制定された全国各地の条例でいずれもケアラー全般への支援を定めているが、条文の中でヤングケアラーへの支援を明記していることが多い（栗山町と浦河町の条例ではヤングケアラーに関する規定は置いていない。）

そのほか、山梨県では「やまなし子ども条例」（令和4年3月29日公布）においてヤングケアラーの支援の推進に関する規定を置いている。

また、さいたま市でも6月議会に「さいたま市ケアラー支援条例案」を提出、全会一致で可決されている。

ヤングケアラーの実態

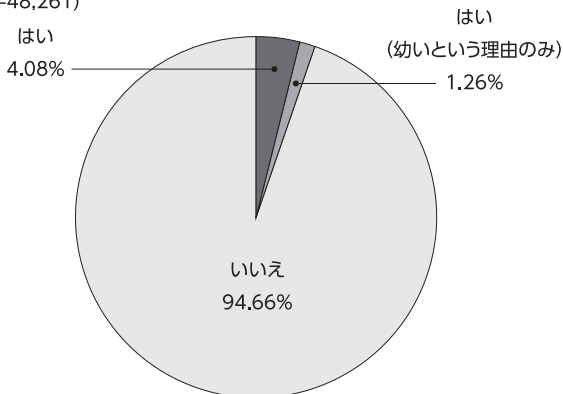
実際に、ヤングケアラーとはどういう状況にある人を指すのであろうか。埼玉県ケアラー支援条例の定義によると、ケアラーは「高齢、身体上又は精神上的の障害又は疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する者をいう。」とあり、ヤングケアラーは「ケアラーのうち、18歳未満の者をいう。」とされている。高齢者の介護や、身体や精神に障がいがある家族の介護、病人の看病などのイメージが強いが、忙しい親に代わって幼いきょうだいの日常の世話をしたり、家計を支えるために労働して障がいや病気のある家族を助けたり、日本語を第一言語としない家族のために日常的に通訳の役割を担ったりすることなども含まれる。

埼玉県が県内の高校2年生の生徒を対象として令和2年7月から9月にかけて実施した「埼玉県ケアラー支援計画のためのヤングケアラー実態調査結果」によると、自身がヤングケアラーであるか過去にそうであったかと思うかという問いに「はい」と回答した人は5.3%と、約20人に1人の割合で存在した。(ただし、同調査結果では、その中からケアの相手が幼いという理由のみでケアをしているケースはヤングケアラーの対象から外している。)

●ヤングケアラーの存在割合

「自身がヤングケアラーであるか過去にそうであったかと思うか」

(N=48,261)



資料:埼玉県「埼玉県ケアラー支援計画のためのヤングケアラー実態調査結果」

なお、令和2年度に国が全国規模で実施した「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」では、中学2年生のヤングケアラーは5.7%、高校2年生(全日制)のヤングケアラーは4.1%であることがわかった。

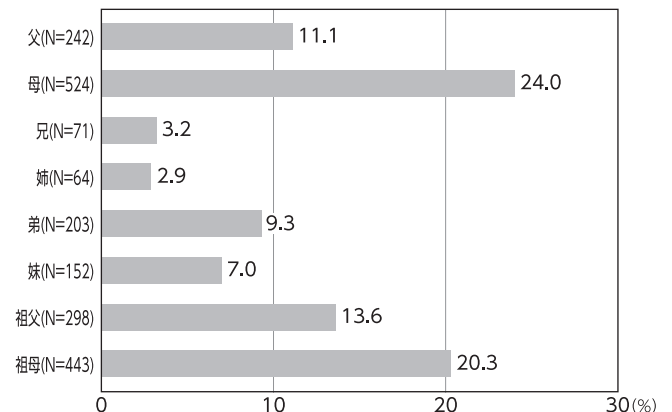
再び「埼玉県ケアラー支援計画のためのヤングケアラー実態調査結果」に戻って、どのような関係の人を介護しているのかみると、「母」を介護している人が約4分の1であることがわかる。また、約5分の1の人は「祖母」を介護している。

ケアをしている頻度は「毎日」が35.3%、「週4-5日」が15.8%で、約半数は週4日以上ケアに関わっている。ケアにかかる時間は、平日は「1時間未満」が40.4%、「1時間以上2時間未満」は27.4%で、2時間未満が全体の7割近くを占めていた。一方、平日に4時間以上ケアに時間をかけている人は15.9%となっている。休日は、「1時間未満」が26.8%、4時間以上は28.6%で、平日よりもケアにかかる時間が長くなる傾向がみられる。

ケアをしていることによって、学校生活にどのような影響が出るかという、「影響なし」とする人が約4割であった。何らかの影響が出ている人は、「ケアについて話せる人がいなくて孤独を感じる」(19.1%)や「ストレスを感じている」(17.4%)など精神的な負担を感じる人が多いことがうかがえる。また、「勉強時間が充分に取れない」(10.2%)や「自分の時間が取

●被介護者の続柄〔複数回答〕

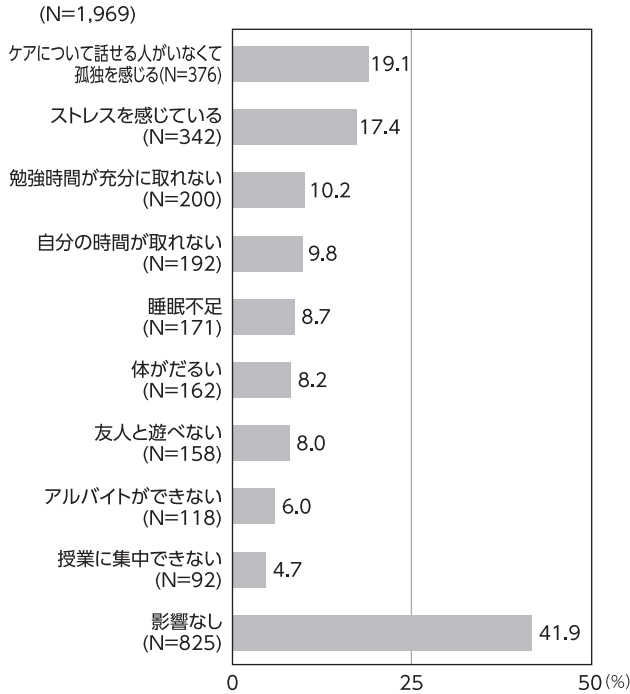
(N=2,185)



資料:埼玉県「埼玉県ケアラー支援計画のためのヤングケアラー実態調査結果」
(注)紙面スペースの都合により、2親等内に限定して掲載している。

れない」(9.8%)、「睡眠不足」(8.7%)、「体がだるい」(8.2%)など、勉強時間が取れないことや身体への負担をあげる人も少なくない。

●学校生活への影響 [複数回答]



資料:埼玉県「埼玉県ケアラー支援計画のためのヤングケアラー実態調査結果」
 (注)紙面スペースの都合により、上位回答に限定して掲載している。

ヤングケアラーといっても、担っているケアの内容やかけている時間、そのことをどう受け止めているかなどといったことは一人一人違っており、すべての人が支援を必要としているわけではない。しかし、学校生活への影響について「影響なし」が4割ということは、何らかの影響がある人は約6割存在するともいえる。そうした実態についても、社会に広く認識される必要がある。

埼玉県内のヤングケアラーへの支援の状況

埼玉県ではいち早くケアラー支援条例が制定されたこともあって、様々な施策に取り組んでいる。まず、ヤングケアラーについての社会的理解を広めるために、ケアラーや元ヤングケアラーの体験談をwebで公開したり、啓発用リーフレットを作成し配布している。また、ヤングケアラー本人はもとより周囲の児童・生徒や教職員の理解促進を図るため、「ヤングケアラーっ

てなに？」というハンドブックを作成、同ハンドブックは児童・生徒の成長に合わせて利用できるように、小学生編、中学生編、高校生編がある。令和3年度に実施された国の実態調査では、小学6年生の中にも「家族の世話をしている」児童が6.5%いることが把握されている。小学生編のハンドブックでは、家族をケアしていて悩んでいるとしたら頼れる大人に相談することを促している。

また、県内全市町村の相談先を一括して掲載したり、電話相談先やSNSでの相談先なども案内している。そのほか、「ヤングケアラーオンラインサロン」といったヤングケアラーが気軽にオンラインで集って悩みを相談したり交流できる場を提供、令和3年度には6回開催された。

教職員や生徒、保護者などがヤングケアラーに対して理解を深めたり、学校における相談支援を充実させることを目的として、「ヤングケアラーサポートクラス」という出張授業を県内中学校・高校で実施している。令和3年度は、草加西高校や杉戸高校、杉戸中学校などの複数の学校で、生徒向け講演会とディスカッション、教職員研修などが行われた。

埼玉県内自治体においても様々なケアラー支援のための取り組みが行われている。ヤングケアラー支援に関しては、実態を把握するための調査、広報を活用した啓発や相談窓口の紹介、自治体HPに専用のページを設けるといった取り組みがみられる。

埼玉県内自治体の市議会や町議会においては、HPから確認できるだけでも約8割の自治体の議会でヤングケアラー支援に関する一般質問が出されていて、関心の高さがうかがえる。(令和2年度から令和4年度6月定例会議まで)

実態調査については、簡単なものも含めると埼玉県内では令和3年度に9自治体の実施している。また、HP上のケアラー及びヤングケアラー支援関連の専用ページは、埼玉県内では18自治体で確認できる。(令和4年6月末現在)

具体的な取り組みとしては、相談窓口の案内が多い。ケアの対象が祖父母や親、幼いきょうだいなど幅広い年代で内容も多岐にわたることから、高齢者を

ケアしている場合は高齢福祉担当課や地域包括支援センター、ケアする相手に障がいがあったり依存症であったりする場合には、障がい福祉担当課や保健センターなど、幼いきょうだいを日常的に世話している場合には子育て支援担当課などを案内していることが多い。また、ヤングケアラー自身が未成年で学生であることから、子育て支援担当課や学校教育担当課が相談窓口にあげられていることもある。

いくつかの自治体では、ヤングケアラーに関する研修会や講演会を開催している。支援を行うには学校現場との連携が必要となるので、教職員を対象とした研修会を行う自治体が多い。また、ヤングケアラーに関する認識が社会全体で共有されているとは言い難い状況なので、一般の市民に向けた講演会も開催されている。そのほか、市民を対象とした地域福祉講座のテーマとして取り上げたり、図書館に特設コーナーを設けたりするような取り組みもみられ、様々な形で啓発が進んでいる。

6月議会でケアラー支援条例案が全会一致で可決されたさいたま市では、ヤングケアラーを支える訪問支援事業を開始することを発表した。また、現在、家族を介護する人やヤングケアラーの悩みを電話で聞く「相談センター」の開設準備が進められている。

ヤングケアラー支援を進めるには、福祉分野、医療・保健分野、学校分野など多機関、多職種の連携が不可欠であることは認識されている。公的機関のみならず、民生委員・児童委員や子ども食堂、介護事業所など民間との連携も必要である。今後はそうした連携も徐々に形を成していくことと想定される。

埼玉県で全国で初めての「ケアラー支援条例」が制定されてからまだ2年余りであるが、これほどに支援の取り組みが進んでいるのは官民ともに関心が高いためと考えられる。今後も支援体制の整備はさらに進んでいくと予想される。

おわりに

親に代わって日常的に幼いきょうだいの世話をしたり、病気や高齢の祖父母の介護をしたりする子どもや若者は近年急に増えたわけではなく、昔から存在した。おそらく、そうした子どもたちは「親孝行」と言われて、周囲から称賛され見習うべきとされてきた時代もあったであろう。また、菅元総理が2020年の就任時に表明して話題になった「自助・共助・公助」のうちの「自助」は、家族の中の子どもがケアラーとなることでかえられている家庭も多くあったのではないだろうか。こうしたことから、ヤングケアラーの問題について深刻に受け止めない人もいると予想される。場合によっては、家族をケアしている未成年の当事者自身も何ら問題と感じていないケースも少なくないであろう。

しかし、核家族化や地域社会の関係の希薄化などでケアラー一人にかかる負担は重くなりやすい環境となっている。ここにきて「ヤングケアラー」という言葉が注目され、しかも社会が解決すべき課題という意味合いを含んでいることを私たち一人一人が考えていくべきである。

一方、実際に家族へのケアを担っている当事者たちの受け止め方や要望も様々であり、一律的な支援ではうまくいかないことも懸念される。「埼玉県ケアラー支援計画のためのヤングケアラー実態調査結果」の自由意見の中には、「何か負担が減る支援があれば安心」や「自分の将来が心配です」という意見もあれば、「本当に大変な人はできるだけそっとしておいてほしいと思う。変に気をつかわれたりすると息抜きのある学校までも失ってしまう」や「(学校の)先生は気にしてくれたが、特別扱いされるのがストレス」といった内容の意見もあった。

自身の負担に気づかないヤングケアラーもいるので、時には周囲から働きかけるような支援も必要だが、一人一人のヤングケアラーや家族の意向に寄り添うことも重要であると考えられる。

動き始めた デジタル田園都市国家構想

主席研究員 宇田 昭広

はじめに

2021年10月に発足した岸田内閣の経済政策として、成長と分配の好循環を目指す「新しい資本主義」が掲げられた。この「新しい資本主義」の成長戦略の柱のひとつが、デジタル技術の活用により、地域の個性を活かしながら、持続可能な経済社会を目指すデジタル田園都市国家構想である。

本稿では、このデジタル田園都市国家構想について、その起源である「田園都市構想」の内容を確認するとともに、2022年6月に閣議決定されたデジタル田園都市国家基本方針について整理する。

田園都市構想からの継承

デジタル田園都市国家構想は、1970年代に大平元首相が提唱した「田園都市構想」が基となっている。この「田園都市構想」は、「都市に田園のゆとりを、田園に都市の活力を」をスローガンに、国家の長期的なビジョンを示したものであるが、この構想の基本的な考え、方向性については、1979年1月の大平元首相の国会施政方針演説に示されている。

【第87回通常国会 大平正芳内閣総理大臣施政方針演説 1979年1月25日】

私は、都市の持つ高い生産性、良質な情報と、民族の苗代ともいべき田園の持つ豊かな自然、潤いのある人間関係とを結合させ、健康でゆとりのある田園都市づくりの構想を進めてまいりたいと考えております。緑と自然に包まれ、安らぎに満ち、郷土愛とみずみずしい人間関係が脈打つ地域生活圏が全国的に展開され、大都市、地方都市、農山漁村のそれぞれの地域の自主性と個性を生かしつつ、

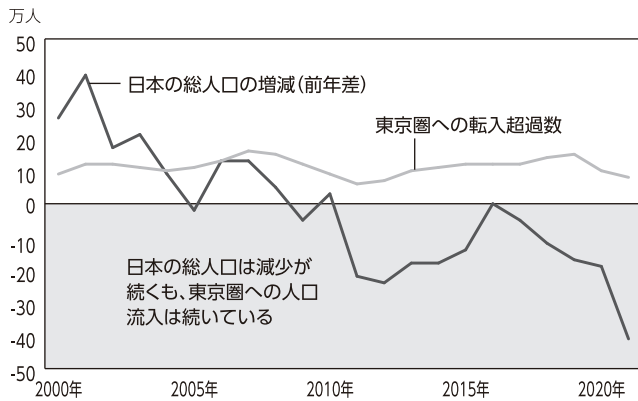
均衡のとれた多彩な国土を形成しなければなりません。私は、そうした究極的理念に照らして、公共事業計画、住宅政策、福祉対策、文教政策、交通政策、農山漁村対策、大都市対策、防災対策等、もろもろの政策を吟味し、その配列を考え、その推進に努めてまいります。(下線部は筆者によるもの)

「田園都市構想」は、地域の自主性や個性を重んじ、かつ多彩な国土形成を目指すことを目標としたものであり、1970年代前半に田中角栄元首相が推進し、国主導の均衡ある発展を目指した「日本列島改造計画」とは対称的である。

岸田首相は著書「岸田ビジョン（講談社+α新書、2021年）」の中で、「『田園都市構想』は、都市に田園のゆとりを、田園に都市の活力をもたらし、両者の活発な交流により地域社会と世界を結ぶ国づくりを目指すものです。地域の個性を活かし、みずみずしい国民生活を築いていくことを目標としており、大都市における過密の解消や生活環境の改善、都市もふるさと社会と感ずることができ『住みよいまち』に変えていこうという考えで、現在強く求められている『分断から協調へ』、『集中から分散へ』、『東京一極集中是正』といった方向性とも合致しています。」と述べ、現代の日本が抱える社会問題に対しても通用する構想であるとしている。

「田園都市構想」は1980年に大平元首相が在任中に急逝したため、実際の政策としては殆ど実行に移されず40年以上が経過した「古い構想」であるが、当時は存在しなかったデジタルを取り入れ、「新しい構想」として復活したものがデジタル田園都市国家構想である。岸田首相は、デジタル技術を活用し、地方が内外にその魅力を発信しながら、他の地域や都市と繋がっていくという新たな国土形成を目指すとしている。

●東京圏（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県）への転入超過推移



資料:総務省「住民基本台帳人口移動報告」、総務省「人口推計」

デジタル田園都市国家構想とは

2022年6月にデジタル田園都市国家構想基本方針（以下、『基本方針』と言う。）が閣議決定された。

この構想において、デジタルは「地方の社会課題（人口減少、過疎化、産業空洞化等）を解決するための鍵であり、新しい付加価値を生み出す源泉」であるとし、デジタルインフラを急速に整備し、官民双方で地方におけるDX（デジタルトランスフォーメーション）を積極的に推進する必要があるとした。

この構想の意義・目的は、様々な社会課題に直面する地方にこそ、テレワークや遠隔教育・遠隔医療など新たなデジタル技術を活用するニーズがあり、デジタル技術の活用によって、地域の個性を活かしながら地方の社会課題解決、魅力向上のブレークスルーを実現し、地方活性化を加速させることにあるとしている。また、この構想の実現により、地方における都会との情報・サービスの格差を解消し、暮らす場所、年齢、性別にかかわらずあらゆる国民がデジタル化の恩恵を享受できる社会、いわば「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指すとしている。

デジタル田園都市国家構想と「田園都市構想」は、地方の個性を活かすという点に共通性があるが、「田園都市構想」のスローガンが「都市に田園のゆとりを、田園に都市の活力を」であったように、大平元首相は、都市と地方はその役割を相互的に補完しあう関係と捉え、格差の解消が目的ではなかった一方、岸田首相はデジタル技術を活用し、都市と地方の情報・サー

ビスの格差を解消する（その結果、全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会となる）ことを目標としている点で異なると言える。

デジタル田園都市国家構想の取組方針

基本方針では、デジタル田園都市国家構想の実現に向けた取組方針として、①デジタルの力を活用した地方の社会課題解決、②デジタル田園都市国家構想を支えるハード・ソフトのデジタル基盤整備、③デジタル人材の育成・確保、④誰一人取り残されないための取組の4つが示され、それぞれにKPI（重要業績評価指標）が設定されている。また、基本方針において、地方における取組を促すため、地方がイメージしやすいように6つの類型を「地域ビジョン」として提示している。

●構想実現に向けた取組方針におけるKPI

①デジタルの力を活用した地方の社会課題解決
<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体1,000団体が2024年度末までにデジタル実装に取り組む 2024年度末までにサテライトオフィス等を地方公共団体1,000団体に設置 地域づくり・まちづくりを推進するハブとなる経営人材を国内100地域に展開
②デジタル田園都市国家構想を支えるハード・ソフトのデジタル基盤整備
<ul style="list-style-type: none"> 光ファイバーの世帯力カバー率について2027年度末までに99.9%とすることを目指す 5Gの人口カバー率について、2023年度末に全国95%、2025年度末までに全国97%、2030年度末までに全国99%とすることを目指す 全国各地で十数か所の地方データセンター拠点を5年程度で整備する 日本を周回する海底ケーブル(デジタル田園都市スーパーハイウェイ)を2025年度末までに完成させる
③デジタル人材の育成・確保
<ul style="list-style-type: none"> 2026年度末までに、デジタル推進人材^(※)について、230万人の育成を目指す <p><small>※専門的なデジタル知識・能力を有しデジタル実装による地域の課題解決を牽引する人材</small></p>
④誰一人取り残されないための取組
<ul style="list-style-type: none"> デジタル推進委員^(※)を2022年度に全国2万人以上でスタートする <p><small>※デジタルに不慣れな人、高齢者、障害者等に対し、デジタル機器・サービスの基本的な利用方法を教えたり、サポートする者等</small></p>

今後のデジタル田園都市国家構想の進め方

基本方針では、構想実現に向けた今後の進め方として、政府は年内を目途に、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を抜本的に改訂し、「デジタル田園都市国家構想総合戦略(仮称)」を作成するとした。また、地方に対しては、その総合戦略に基づき、コロナ禍やデジタル技術の浸透・進展などを踏まえて、目指すべき地域像を再構築し、地方版総合戦略を改定するよう努め、具体的な地方活性化の取組を推進するように求めている。

また、地方公共団体、民間企業、個人など様々な主体の意欲を高め、広く国民全体の関心を高めるため、「^{デジデン}Digi田甲子園」を開催し、デジタル田園都市国

●「地域ビジョン」の例

①スマートシティ・スーパーシティ
データ連携基盤などのデジタルやAI、IoTなどの未来技術を活用して、地域の抱える様々な課題を高度に解決することにより、新たな価値を創出し、持続可能な地域づくり・まちづくりを目指す。
②「デジ活」中山間地域
中山間地域の基幹産業である農林漁業の「仕事づくり」を軸として、豊かな自然、魅力ある多彩な地域資源・文化等やデジタル技術の活用により、活性化を図る地域づくりを目指す。
③産学官協創都市
地域産業・若者雇用の創出や、地元企業や地方公共団体と連携した地方大学の取組を促し、大学を核として地方活性化が図られるような地域づくりを目指す。
④SDGs未来都市
地方活性化に取り組むに当たり、SDGsの理念を取り込むことで、政策の全体最適化や地域課題の解決の加速化という相乗効果を生み出し、未来志向で持続可能な地域づくりを目指す。
⑤脱炭素先行地域
2030年度までに民生部門の電力消費に伴うCO ₂ 排出実質ゼロを実現するにあたり、デジタル技術も活用して脱炭素化に取り組み、地域課題の解決につなげる地域づくりを目指す。
⑥MaaS実装地域
地域住民等の移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを組み合わせて検索・予約・決済等を一括して行うMaaSを実装し、移動の利便性向上等が図られたまちづくりを目指す。

家構想の実現に向けた地域の取組を広く募集し、特に優れたものを内閣総理大臣賞として表彰する。地方公共団体を対象とする「夏のDigi田甲子園」(2022年夏)と、民間企業や個人も参加する「Digi田甲子園」(2022年末)の2種類がある。

デジタル田園都市国家構想は、令和3年度補正予算と令和4年度予算を合わせると、関連する予算が総額5.7兆円にも及ぶ。そのうち、デジタル田園都市国家構想推進交付金は令和3年度補正予算にて200億円が計上され、地方公共団体におけるサテライトオフィスの整備・運営、利用促進の取組やデジタル実装の取組に対し支援が行われている。

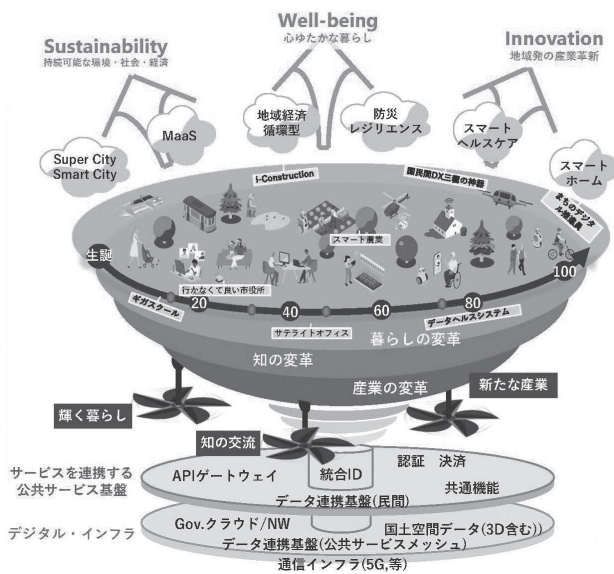
埼玉県のデジタル政策

埼玉県は、2021年3月に「埼玉県デジタルトランスフォーメーション推進計画」を策定した。同計画において、埼玉県が目指すビジョンは、「社会全体のDXの実現による、快適で豊かな真に暮らしやすい新しい埼玉県への変革」であるとした。新型コロナウイルス感染症の感染拡大を機に、行政サービスのデジタル化の遅れが露呈したことにより、喫緊の課題である行政のデジタル化への対応を中心とした施策となっている。

●「夏のDigi田甲子園」における埼玉県の代表

実装部門
さいたま市
BIツールを活用したワクチン接種状況の可視化による情報発信の強化
深谷市
地域通貨ネギーによるデジタル基盤の構築と新たな自治体経営について
上里町
オートコールソリューション等を活用した災害発生時の避難誘導
アイデア部門
秩父市
秩父地域スマートモビリティによるエコタウン創造事業

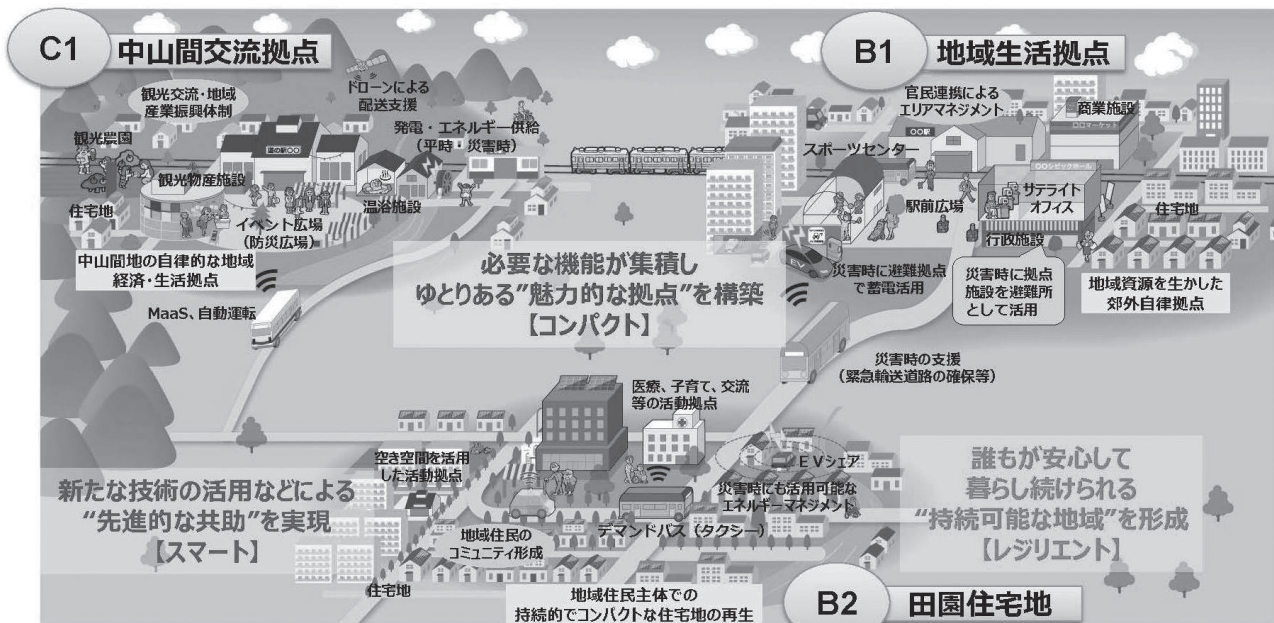
●デジタル田園都市国家構想の全体像



資料:デジタル庁「デジタル田園都市国家が目指す将来像について」

また、埼玉県では「埼玉版スーパー・シティプロジェクト」として、20年、30年先においても地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、子どもや高齢者等が安心して暮らせるようなコンパクトなまちづくりを目指している。このプロジェクトを実現するための要素として、①【コンパクト】必要な機能が集積しゆとりある魅力的な拠点を構築、②【スマート】新たな技術の活用などによる先進的な共助を実現、③【レジリエント】誰もが安心して暮らし続けられる持続可能な地域を形成の3つを挙げてい

●埼玉版スーパー・シティのイメージ



資料:埼玉県「埼玉版スーパー・シティプロジェクトの基本的な考え方(骨格)」

る。同プロジェクトは、大野知事の2019年の知事選における公約の一つを具体化したもので、必ずしもデジタルに特化したプロジェクトではないが、②で新たな技術の活用がうたわれている。埼玉県はこのプロジェクトに参加する市町村を募り、11市町が計画にエントリーをした。

「埼玉版スーパー・シティプロジェクト」は幅広い分野で未来社会を志向するものであるが、デジタル田園都市国家構想は、人口減少や少子高齢化等、特に地方で深刻化する社会課題に焦点を当て、課題解決を図ることに重きを置いている。

おわりに

2014年に地方創生の取組が始まり約8年が経過した。日本が抱える人口減少・少子高齢化、東京圏への一極集中、産業の空洞化等の社会課題は未だに解決に至っていないどころか、むしろ深刻化している状況である。そのような中、岸田首相により掲げられ、動き始めたデジタル田園都市国家構想。デジタル技術を活用し地方から全国へボトムアップの成長を図る新たな地方創生への取組として、目標とする「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」が実現することを期待したい。

中小企業は、今こそBCPの策定を

主席研究員 間藤 雅夫

はじめに

頻発する地震、洪水等の自然災害や新型コロナウイルス感染症による影響は、企業・組織の事業継続にとって大きな問題となっており、リスク管理や事業継続計画（以下BCP）の重要性が高まっている。

しかし、帝国データバンクが実施した意識調査（後掲）によると、スキル・ノウハウ、人材の不足などから、中小企業のBCP策定率は低く、中小企業にとってはBCPの内容が複雑でハードルが高いことが窺える。

こうした状況から、国は事業継続力強化計画認定制度を創設した。また自治体でも最低限の項目に絞り込んだ「簡易版BCP」作成ツールを提供するなど、中小企業に対し、万一のリスク発生時に速やかに事業活動を継続できる計画策定の支援に乗り出している。

本稿では、国の事業継続力強化計画及び埼玉県が提供するBCP策定ツール（簡易版BCP）を紹介し、1社でも多くの中小企業が、これらを活用することで事業継続への意識を高めることを期待したい。

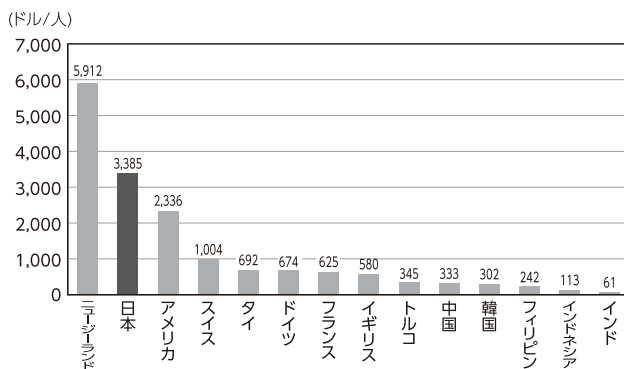
BCPで対策すべきリスクの広がり

BCPの登場は、1970年代でコンピュータシステム分野の対策が中心だった。日本でBCPが認識されたのは、2001年9月のアメリカ同時多発テロの際、メリルリンチ社がBCPに従って、バックオフィスを活用し事業の中断を最小限に抑えたことから注目された。さらに日本でBCPに関心が高まった大きなきっかけは、2011年の東日本大震災である。多くの企業が事業の中断や倒産を余儀なくされ、それ以降、BCPは地震に焦点を当てて取り組まれていった。その後、2018年の西日本豪雨、2019年の台風上陸など、異常気象による水害や大規模停電は企業に大きな被害を及ぼすようになり、BCPの対象は地震だけでなく、水害などの自然災害にも目が向けられた。2015年1月

に報告された1980年から2014年までの世界の自然災害で最も経済損失が大きかったのは、東日本大震災でその被害額は2兆1,000億ドル（被災時レート換算）に上る。また、1985年から2015年の被害総額を2014年の人口で割った額を各国別に算出すると、日本は3,385ドル、1ドル=140円で換算すると1人当たり47万円となり、自然災害の経済への影響の大きさがわかる。

そして今、新型コロナウイルス感染症の拡大に対するリスクに直面している。感染症対策のBCPは、自然災害対策とは違い、社屋や設備機器などへの直接的な被害は想定されないが、時短営業や休業要請、テレワークなど勤務体制の変更、加えて従業員や来訪者への感染予防対策など、感染拡大に伴う社会全体の要請への対応が必要となる。2020年以降、こうした感染症に対するBCPの重要性が高まっている。

●各国の1人当たりの自然災害被害額（1985-2015年合算値）



資料:中小企業基盤整備機構「事業継続力強化企画単独型策定の手引きの解説書」

進まない中小企業のBCP策定

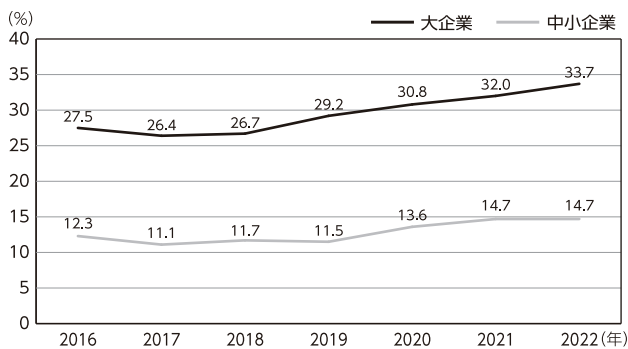
BCPは、企業にとって必要な災害対策であるが、中小企業のBCP策定率はまだまだ低い。

(株)帝国データバンクが実施した「事業継続計画（BCP）に対する企業の意識調査（2022）」によれば、企業がBCPを策定している割合は、大企業が33.7%（前年比1.7ポイント増）、中小企業が14.7%（同横

ばい)。大企業のBCP策定率は年々上昇しているが、中小企業のそれは低位にとどまっていることが分かる。

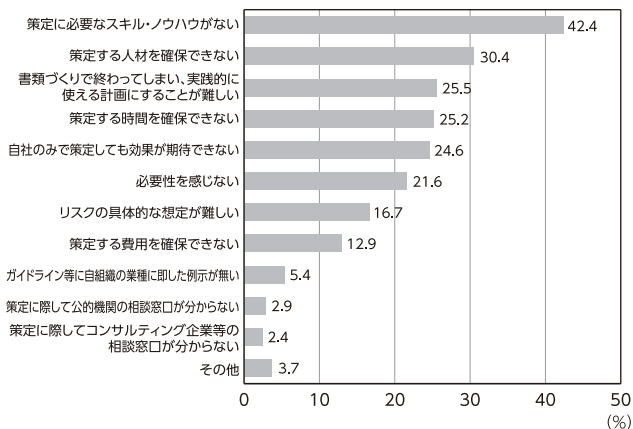
また、同調査において、中小企業がBCPを策定していない理由を見ると、「策定に必要なスキル・ノウハウがない」が42.4%と最も高かった。次いで「策定する人材を確保できない」(30.4%)、「書類作りで終わってしまい、実践的に使える計画にすることが難しい」(25.5%)となっており、中小企業にとってBCPの敷居の高さが窺える。

●BCP策定率の推移



資料:株式会社データバンク「事業継続計画(BCP)に対する企業の意識調査2022年」

●事業継続計画(BCP)を策定しない理由(中小企業)



資料:株式会社データバンク「事業継続計画(BCP)に対する企業の意識調査2022年」

さらに、人材を確保できない、時間を確保できないに加え、2割以上の中小企業が「必要性を感じない」と回答し、BCPに対する優先度が低いことが分かる。

しかし、大企業に比べて人員・資金力に余裕のない中小企業だからこそ、平時からの備えが重要であり、有事の際に早急に復旧できるよう、最低限の準備が必要不可欠である。また、近年はサプライチェーン全体で災害への備えを充実させることが求められており、

中小企業にとってBCPの策定は、単なる災害対策にとどまらず、経営戦略上でもその重要性を増している。

「事業継続力強化計画認定制度」とは

BCPは、災害やリスクに直面した際に、速やかに事業継続を図るために必要な計画であるが、中小企業にとって、その策定はハードルが高く、なかなか普及していない。

そこで、経済産業省と中小企業庁は、中小企業の自然災害等に対する事前対策(防災・減災対策)を促進するため、「中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律(中小企業強靱化法)」を2019年7月16日より施行した。この、中小企業強靱化法において、防災・減災に取り組む中小企業がその取組内容を取りまとめた計画(以下、事業継続力強化計画)を国が認定する制度を創設した。この新しい認定制度は、中小企業が指定様式を使って直接国に申請し、経済産業大臣が直接認定するスキームになっている。

事業継続力強化計画の内容は、主に中小企業・小規模企業向けの防災・減災の事前対策計画である。BCPは特定の書式は無いが、事業継続力強化計画では、BCP策定にも共通する重要な要素は組み込まれた様式が用意されている。

さらに、事業継続力強化計画認定制度には、次のような経済的なメリットがある。

- ・日本政策金融公庫による低利融資
- ・信用保証額の拡大
- ・防災・減災設備の税制措置
- ・ものづくり補助金等、助成金の優遇措置

事業継続力強化計画は、中小企業でも取り組みやすいように考えられた「BCPへの入門編」と位置付けられる。

事業継続力強化計画の策定の5つのSTEP

独立行政法人中小企業基盤整備機構（中小機構）が運営する「強靱化支援」ポータルサイトには、事業継続力強化計画の作成のための様々な支援策、ツールが用意されている。そのうち、「事業継続力強化計画単独型策定の手引きの解説書」は、事業継続力強化計画の策定について、5つのSTEPで策定手順をわかりやすく説明している。

●STEP1 事業継続力強化計画の目的の検討

従業員、顧客、地域等全てのステークホルダーへの影響を考えて「何のためにこの取り組みを行うのか」を明らかにする。

●STEP2 災害等のリスク確認・認識

まずは、リスクを知るところから始まる。災害が起きた場合、発生すると想定される事象と自社が抱える脆弱性、そしてその影響を確認・認識する。

●STEP3 初動対応の検討

災害の被害を最小限に抑えられるかどうかは、初動対応にかかっている。まず何よりも大切なのは人命であり、従業員の避難方法、安否確認方法、緊急時の体制と指揮命令系統を構築する。

●STEP4 ヒト、モノ、カネ、情報への対応

STEP2で検討したリスクに対して、どのような対策が効果的かを検討する。最初に考えなければいけないことは、「自社にとって重要な業務は何か」とそれが停止するのは「どの様な災害が発生した場合か」である。これが事業継続力強化の最重要ポイントと言える。

●STEP5 平時の推進体制

事業継続力強化計画を本当に実効性のあるものにするためには、日ごろから繰り返し取り組むことが大事である。計画策定では、①推進体制の構築、②訓練・教育の実施、③計画の見直しの3点を平時の取り組みとして検討する。

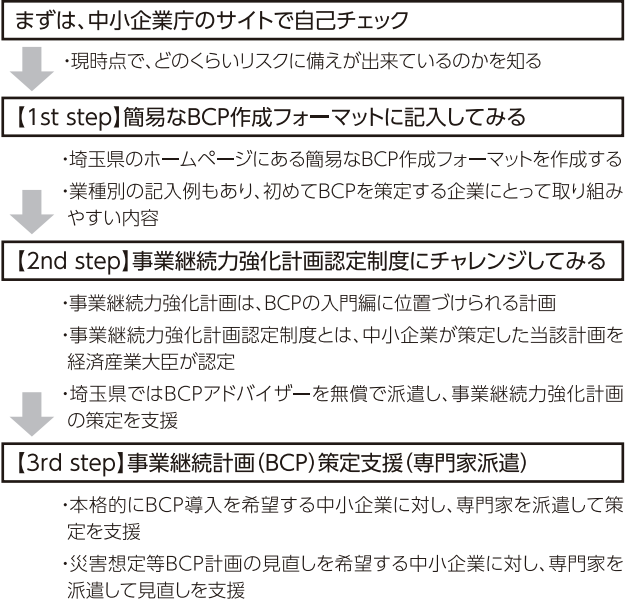
同解説書では、5つのSTEPに沿って進めば、決して難しくはないとしている。さらに、最終章で事業継続力強化計画策定にあたり、必ず記載すべきことやミスしやすい部分を取り上げて説明している。

まず、埼玉県が提供するBCP策定簡易フォーマットをやってみる

BCP策定が進まない中小企業に対して、多くの自治体がBCP策定に関するガイドラインや簡易型BCP策定フォーマットを独自に作成・公開している。特徴は、事業継続力強化計画よりも簡素化された内容で、A3サイズの用紙1枚に記入または入力するだけであること（埼玉県のフォーマットは以下の1st stepで紹介）。事業継続力強化計画の手引きの解説書を見て、策定に躊躇する中小企業は、まず自治体が提供する簡易フォーマットに挑戦してほしい。

埼玉県では、令和3年度の「強い経済の構築に向けた埼玉県戦略会議」において、強い埼玉県経済を作るための9項目の中に「業務継続計画策定支援」を明記しており、埼玉県の公式ホームページで、BCPに関する最新情報を随時更新するとともに、BCPの作成を目指す中小企業のために、以下のような、企業の実情に応じた段階的な支援策を提供している。

●埼玉県のBCP支援の流れ



資料:埼玉県ホームページより作成

●まずは自己チェック

現時点で自社が、どれくらいリスクに対して備えが出来ているのかを知るために、中小企業庁のサイト（BCP取組状況チェック）で自己チェックをする。

●1st step:BCP作成の簡易フォーマットの作成

このフォーマットは、元々『彩の国「新しい生活様式」安心宣言』を作成した企業が、簡単にBCPの策定ができるように、「彩の国しごと継続計画」として作られた。フォーマットは下記のとおりA3サイズの用紙1枚であるが、感染症対策も網羅されており、平時の備えと災害発生時の対策をコンパクトにまとめることが出来る。業種別の記載例も掲載しており、これからBCPに取り組む企業、BCPに人員を割くことが難しい中小企業でも始めやすいものとなっている。事業継続力強化計画の作成がやや面倒と考える企業は、このフォーマットに取り組み、BCPの全体像や検討すべきことを確認することをお勧めしたい。

●2nd step:事業継続力強化計画の策定

事業継続力強化計画は前述の通り、「BCPの入門編」の位置づけにある。しかし、「事業継続力強化計画単独型策定の手引きの解説書」などが用意されているものの、計画づくりに不慣れな中小企業は、自社だけで作成するのは難しいと感じるかもしれない。そのような企業に対して、埼玉県では埼玉県産業振興公社と連携して、BCPアドバイザーを無償で派遣し、専門家と一緒に策定する支援を行っている。

●埼玉県が提供するBCP作成フォーマット

彩の国しごと継続計画(BCP)		更新日	2021/10/〇〇																																																																																			
		見直し期日	2022/10/〇〇																																																																																			
<table border="1"> <tr> <td>企業名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>対策本部責任者</td> <td>事務局責任者 総務部長</td> </tr> <tr> <td>対策本部副責任者</td> <td>事務局副責任者 総務課長</td> </tr> </table>	企業名		対策本部責任者	事務局責任者 総務部長	対策本部副責任者	事務局副責任者 総務課長	<table border="1"> <tr> <th colspan="2">当社の災害リスク</th> </tr> <tr> <td>感染症の影響</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地震・水害の影響</td> <td></td> </tr> </table>	当社の災害リスク		感染症の影響		地震・水害の影響		<table border="1"> <tr> <th colspan="2">BCP策定の目的</th> </tr> <tr> <td colspan="2">まずは自社の存在意義、社会的使命を再認識して。その上で、災害にむけた基本方針(策定の目的)を考え、文書化し社員と共有する。</td> </tr> </table>		BCP策定の目的		まずは自社の存在意義、社会的使命を再認識して。その上で、災害にむけた基本方針(策定の目的)を考え、文書化し社員と共有する。																																																																				
企業名																																																																																						
対策本部責任者	事務局責任者 総務部長																																																																																					
対策本部副責任者	事務局副責任者 総務課長																																																																																					
当社の災害リスク																																																																																						
感染症の影響																																																																																						
地震・水害の影響																																																																																						
BCP策定の目的																																																																																						
まずは自社の存在意義、社会的使命を再認識して。その上で、災害にむけた基本方針(策定の目的)を考え、文書化し社員と共有する。																																																																																						
<table border="1"> <tr> <th>【感染症対策・地震・水害】優先的取り組み事項と長期的な課題</th> <th>責任者</th> </tr> <tr> <td>優先的取り組み事項：本計画全体の中で、最も優先的に取り組むこと</td> <td></td> </tr> <tr> <td>長期的な課題：現在は具体策はないが、長期的に対応すべきこと</td> <td></td> </tr> </table>	【感染症対策・地震・水害】優先的取り組み事項と長期的な課題	責任者	優先的取り組み事項：本計画全体の中で、最も優先的に取り組むこと		長期的な課題：現在は具体策はないが、長期的に対応すべきこと		<table border="1"> <tr> <th colspan="2">地震・水害への備え</th> <th>責任者</th> <th>留意点</th> </tr> <tr> <td colspan="4">1 減災対策</td> </tr> <tr> <td colspan="2">家財・機械・設備の固定</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">避難経路の確保</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">備蓄品/医薬品の準備</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">地震対策の点検</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">2 平時の取り組み</td> </tr> <tr> <td colspan="2">人に関する取り組み</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">モノに関する取り組み</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">建物・機械・設備に関する取り組み</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">情報に関する取り組み</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">資金繰りに関する取り組み</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">顧客/協力会社に関する取り組み</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">テスト・訓練・計画見直しに関する取り組み</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>			地震・水害への備え		責任者	留意点	1 減災対策				家財・機械・設備の固定				避難経路の確保				備蓄品/医薬品の準備				地震対策の点検				2 平時の取り組み				人に関する取り組み				モノに関する取り組み				建物・機械・設備に関する取り組み				情報に関する取り組み				資金繰りに関する取り組み				顧客/協力会社に関する取り組み				テスト・訓練・計画見直しに関する取り組み																								
【感染症対策・地震・水害】優先的取り組み事項と長期的な課題	責任者																																																																																					
優先的取り組み事項：本計画全体の中で、最も優先的に取り組むこと																																																																																						
長期的な課題：現在は具体策はないが、長期的に対応すべきこと																																																																																						
地震・水害への備え		責任者	留意点																																																																																			
1 減災対策																																																																																						
家財・機械・設備の固定																																																																																						
避難経路の確保																																																																																						
備蓄品/医薬品の準備																																																																																						
地震対策の点検																																																																																						
2 平時の取り組み																																																																																						
人に関する取り組み																																																																																						
モノに関する取り組み																																																																																						
建物・機械・設備に関する取り組み																																																																																						
情報に関する取り組み																																																																																						
資金繰りに関する取り組み																																																																																						
顧客/協力会社に関する取り組み																																																																																						
テスト・訓練・計画見直しに関する取り組み																																																																																						
<table border="1"> <tr> <th colspan="2">感染症対策(新しい生活様式)</th> </tr> <tr> <td>1 三密を徹底的に回避します</td> <td>5 行いません、行わずに</td> </tr> <tr> <td>2 感染防止の対策を行います</td> <td>6 極力制限します</td> </tr> <tr> <td>3 安全のための設備にします</td> <td>7 重症化リスクに配慮します</td> </tr> <tr> <td>4 安心に向けた工夫をします</td> <td>8 新しい働き方に向け努力します</td> </tr> </table>		感染症対策(新しい生活様式)		1 三密を徹底的に回避します	5 行いません、行わずに	2 感染防止の対策を行います	6 極力制限します	3 安全のための設備にします	7 重症化リスクに配慮します	4 安心に向けた工夫をします	8 新しい働き方に向け努力します	<table border="1"> <tr> <th colspan="2">地震・水害発生時の対応</th> <th>責任者</th> <th>留意点</th> </tr> <tr> <td colspan="4">1 初動対応</td> </tr> <tr> <td>安全確保</td> <td>各部署長</td> <td>ケガ人や閉じ込められている人がいないか確認</td> <td></td> </tr> <tr> <td>初期消火</td> <td>セクション担当者</td> <td>炎が天井に燃え移ったら即避難</td> <td></td> </tr> <tr> <td>避難誘導</td> <td>セクション担当者</td> <td>倒壊・火災・水害時に避難/避難時ブレーカー遮断/非難場所の周知</td> <td></td> </tr> <tr> <td>二次被害防止</td> <td></td> <td>ガス・漏電・ガラス飛散防止・立入禁止・地域住民への危険周知</td> <td></td> </tr> <tr> <td>安否確認</td> <td></td> <td>安否確認システムを利用(けが人の関係者へへの連絡)</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">初動対応の概要(地震の場合)</td> </tr> <tr> <td colspan="4">2 情報収集と連絡</td> </tr> <tr> <td>対策本部</td> <td>社長</td> <td>本部メンバー・現場長は平時からSNSアプリでグループ作成</td> <td></td> </tr> <tr> <td>被害状況確認/情報収集</td> <td>専務</td> <td>各現場の点検リストによる被害状況・応急対応の取りまとめ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>連絡</td> <td>専務</td> <td>顧客や取引先、協力会社等へ連絡し、今後の対応を相談</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ホームページ更新</td> <td>情報システム室</td> <td>BCP発動及び復旧見込みについて発信</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">情報収集と連絡方法の概要</td> </tr> <tr> <td colspan="4">3 復旧</td> </tr> <tr> <td>復旧優先度の決定</td> <td>社長</td> <td>優先して復旧させる現場、顧客などを決定</td> <td></td> </tr> <tr> <td>復旧方法の決定</td> <td>専務</td> <td>復旧目標(期日)を顧客と相談し、復旧方法を決定</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">復旧方法概要</td> </tr> </table>			地震・水害発生時の対応		責任者	留意点	1 初動対応				安全確保	各部署長	ケガ人や閉じ込められている人がいないか確認		初期消火	セクション担当者	炎が天井に燃え移ったら即避難		避難誘導	セクション担当者	倒壊・火災・水害時に避難/避難時ブレーカー遮断/非難場所の周知		二次被害防止		ガス・漏電・ガラス飛散防止・立入禁止・地域住民への危険周知		安否確認		安否確認システムを利用(けが人の関係者へへの連絡)		初動対応の概要(地震の場合)				2 情報収集と連絡				対策本部	社長	本部メンバー・現場長は平時からSNSアプリでグループ作成		被害状況確認/情報収集	専務	各現場の点検リストによる被害状況・応急対応の取りまとめ		連絡	専務	顧客や取引先、協力会社等へ連絡し、今後の対応を相談		ホームページ更新	情報システム室	BCP発動及び復旧見込みについて発信		情報収集と連絡方法の概要				3 復旧				復旧優先度の決定	社長	優先して復旧させる現場、顧客などを決定		復旧方法の決定	専務	復旧目標(期日)を顧客と相談し、復旧方法を決定		復旧方法概要			
感染症対策(新しい生活様式)																																																																																						
1 三密を徹底的に回避します	5 行いません、行わずに																																																																																					
2 感染防止の対策を行います	6 極力制限します																																																																																					
3 安全のための設備にします	7 重症化リスクに配慮します																																																																																					
4 安心に向けた工夫をします	8 新しい働き方に向け努力します																																																																																					
地震・水害発生時の対応		責任者	留意点																																																																																			
1 初動対応																																																																																						
安全確保	各部署長	ケガ人や閉じ込められている人がいないか確認																																																																																				
初期消火	セクション担当者	炎が天井に燃え移ったら即避難																																																																																				
避難誘導	セクション担当者	倒壊・火災・水害時に避難/避難時ブレーカー遮断/非難場所の周知																																																																																				
二次被害防止		ガス・漏電・ガラス飛散防止・立入禁止・地域住民への危険周知																																																																																				
安否確認		安否確認システムを利用(けが人の関係者へへの連絡)																																																																																				
初動対応の概要(地震の場合)																																																																																						
2 情報収集と連絡																																																																																						
対策本部	社長	本部メンバー・現場長は平時からSNSアプリでグループ作成																																																																																				
被害状況確認/情報収集	専務	各現場の点検リストによる被害状況・応急対応の取りまとめ																																																																																				
連絡	専務	顧客や取引先、協力会社等へ連絡し、今後の対応を相談																																																																																				
ホームページ更新	情報システム室	BCP発動及び復旧見込みについて発信																																																																																				
情報収集と連絡方法の概要																																																																																						
3 復旧																																																																																						
復旧優先度の決定	社長	優先して復旧させる現場、顧客などを決定																																																																																				
復旧方法の決定	専務	復旧目標(期日)を顧客と相談し、復旧方法を決定																																																																																				
復旧方法概要																																																																																						
<table border="1"> <tr> <th>感染症拡大への備え</th> <th>感染症拡大時の対応</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table>	感染症拡大への備え	感染症拡大時の対応																																																																																				
感染症拡大への備え	感染症拡大時の対応																																																																																					

●3rd step:事業継続計画(BCP)策定

本格的なBCP策定を目指す埼玉県内の中小企業に対して、埼玉県は埼玉県産業振興公社を通じ、①BCP導入支援(専門家派遣)、②BCPフォローアップ支援(既存のBCPの見直し支援)を行っている。

このように埼玉県では、企業のBCP策定の取り組みレベルによって様々な支援を行っている。自社のみでの対応が難しい場合は専門家と一緒に策定に取り組むなど、埼玉県の支援策の活用を考えてはいかだろうか。

おわりに

中小企業庁の言を借りれば、「中小企業のBCP」の真髄は、まずは身の丈にあった実現可能なBCPを策定し、そして、それに改善を積み重ね、平常時から突発的な緊急事態への対応力を鍛えていくことである。

BCPは、標準的なマニュアルどおりの計画を策定すれば良いというものではなく、各社の実態にあわせてより実践的な内容が望ましい。業種・規模に関わらず、それぞれの事業実態に合わせたオリジナルなBCPを、経営者自らが率先し、従業員等と一丸となって検討・策定し、実践することが大事である。

人口で見る埼玉県と県内自治体の課題

主席研究員 萩原 淳司

はじめに

「日本国内のすべての人及び世帯」を対象として行われる国勢調査は、第1回が1920(大正9)年10月1日に実施されており、2020年の令和2年国勢調査は、第21回目(100周年)の調査となった。今回は国勢調査等の人口統計とその結果を踏まえて埼玉県と県内自治体の課題について考えたい。

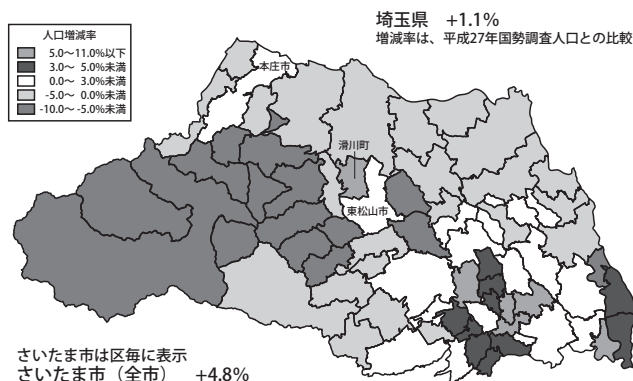
過去100年、過去50年の動き

国勢調査によれば、全国の人口は、1920年から2020年の100年間で、5,596万人から1億2,623万人へ2.26倍に増加した。終戦の年の1945年を除き一貫して増えてきたが、2010年の1億2,806万人をピークに減少に転じている。

都道府県の100年間の人口をみると、埼玉県は5.57倍に増加し、まだ減少に転じていない。東京都は3.80倍、千葉県は4.70倍、神奈川県は6.98倍の増加である。埼玉県、千葉県、神奈川県以外で4倍を超える増加がみられた都道府県はなく、いかにこの3県の人口増加率が高かったかがわかる。

1970年から2020年の50年間で見れば、全国1.21倍、埼玉県1.90倍、東京都1.23倍、千葉県1.87倍、神奈川県1.69倍となり、埼玉県は全国一の増加率である。実数でも約348万人(概ね現在のモンゴルの人口と同じ)の増加となっている。

令和2年国勢調査 県内市町村人口増減率



埼玉県の人口増加数が最も多かったのは1970~1975年の955千人、次いで1965~1970年の851千人であり、大量の人口流入による社会増が主な要因と考えられる(社会経済分析システム:RESAS)。

近年は2010~2015年72千人、2015~2020年78千人と増加数は減少し、最新の国勢調査に基づく埼玉県推計人口(10月1日現在)では2020年をピークとして2021年に約4千人減少したとしている。

県内自治体の人口増減の要因

現在、埼玉県は、人口の「東京都区部への一極集中」を問題であるとし、その「克服」を第2期埼玉県まち・ひと・しごと創生総合戦略(令和2~6年度)の基本目標の一つとしているが、県内でも、東京都区部と接していたり距離の近い県南部の自治体に人口が集中して増加し、距離の遠い自治体は減少するという偏りが見られる。

そのような中で、東京都区部から距離が遠くても人口が増加している自治体もある。例としては、本庄市(+0.9%)、滑川町(+8.3%)、東松山市(+0.4%)などがあげられる。これらの自治体に共通するのは、鉄道駅の周辺等の利便性の高い場所に土地区画整理事業などにより大量の住宅地が商業施設とともに供給されたことである(以下、土地区画整理事業などにより計画的に生み出された住宅地を住宅団地と呼ぶ)。

住宅団地の供給以外に人口増加の要因として考えられるのは、大規模な産業拠点の立地である。税収や雇用とともに、定住人口の増加につながるとして各自治体は企業誘致を推進してきた。例えば、本庄市はカインズの本部が2012年に移転してきたことが人口増に貢献していると思われる。

しかし、投資額約1千億円といわれたホンダの埼玉製作所完成車工場が立地した寄居町は、工場の稼働前と比較して稼働後に一人当たり市町村民税法人分が概ね1.5倍に増えた(RESAS)ものの、町の人口

の減少傾向に顕著な変化はみられない。埼玉県内の交通・通勤の便が良いために、企業立地が地元自治体での定住人口の増加に直接つながりにくいとも考えられる。そのような状況では、増えた税収を活用したさらなる施策が必要となるだろう。

人口からみる住宅団地の課題

土地区画整理などによる開発は、町(丁)字が新しく付与されるため、住宅団地の人口増減や少子・高齢化などの動向は、国勢調査の小地域集計や埼玉県の町(字)別人口調査(毎年1月1日現在、住民基本台帳に基づく)により把握しやすい。

住宅団地は、自治体外からの新たな人口の流入(社会増)、流入した若い世帯の出産(自然増)の2つのルートで自治体の人口増加に貢献する。しかし、それには限りがある。まず、住宅団地が新たな住宅で一杯になった段階で人口流入による社会増は止まる、また、流入した世帯で生まれる子どもの数にも限りがあり自然増はやがて止まる。

さらに時が経てば、子どもは、進学・就職、結婚により家を離れ、住宅団地外、自治体外に出るため人口は社会減となり、その後は、残された最初に入居した親世代が加齢して亡くなれば自然減となる。

時が過ぎても、子どもが家を離れずパートナーを迎え入れさらに子どもを産む三世同居や、空いた住宅のリフォームや建替で新たな世帯の流入が発生することも考えられるが、現状では住宅団地全体の人口減少の傾向を覆すほどの動きとなっていない。

令和2年国勢調査の結果をみても、住宅団地の人口の増加の停止や減少が影響して、自治体として人口減少に転じたり、拍車がかかった自治体はいくつかある。

かつて「埼玉りそな経済情報」(2017年7月号 地域研究レポート『埼玉県経済の歴史を振り返り、将来を考える』)で述べたように、埼玉県は、東京からあふれる人と産業の受け皿として発展してきた。1960～70年代の人口増加もそれゆえである。

現在、その時代に人の受け皿としてつくられた大規

模な住宅団地が人口減少の段階を迎え、道路や上下水道などのインフラの老朽化も進んでいる。今後、どこかの時点で住宅とインフラに再投資をする必要があるが、1960～1970年代と異なり全国・全県の人口減少が見込まれる中で、新しい世代が入るかは不透明であり、難しい判断が求められる。

喫緊の地域の課題と人口統計の活用

より喫緊の課題もある。近年の異常気象により、埼玉県も、想定外ともいえる様々な自然災害に見舞われている。2019年の台風19号による人的被害や住家被害は大きく、今年7月の大雨でも警戒レベル3～5の避難情報が発令された。このような予想困難な危機に最も脆弱なのが、高齢単身者や高齢者夫婦のみ世帯であり、避難はもとより避難情報の伝達さえ困難なことが予想される。1960～70年代に20～30代で埼玉県に転入してきた方は、現在、70～90代の高齢者になっている。

SDGsやデジタル田園都市国家構想では「誰一人取り残さ(れ)ない」とのスローガンが唱えられるが、そのためには、危機に取り残される可能性がある個人を一人一人事前に把握し、支援体制を整えることが求められる。その前提として地域単位での人口の分布や年齢構成、高齢化の状況を把握する必要があるが、国勢調査小地域集計や埼玉県町(丁)字別人口調査のデータが利用できる。

そして、そのようなデータを利用して支援対象とした人や世帯について、地理情報システム(GIS)や人工知能(AI)などのデジタル技術を活用した効果的な災害時支援を行うことが望まれる。

コロナ禍における埼玉県の滞在人口の変化 ～人流オープンデータを用いて～

主席研究員 宮澤 謙介

はじめに

「人出が先週と比較して何%増加した」という報道は人流データに基づく情報である。コロナ禍で人々の動きが変わったこと、多種多様なデータを活用するデータビジネスの広がりなどにより、位置情報の活用機会が拡大している。本稿では、全国の人流オープンデータ(国土交通省)を用いてコロナ禍における埼玉県内の人流の変化を振り返ってみたい。

大きく影響を受けたエリア

使用したオープンデータの滞在人口は、Agoop社が作成した換算人口値^(注)に基づく1か月間における1日あたりの平均値である。

まず、1kmメッシュデータから緊急事態宣言によって影響を受けたエリアを抽出する。埼玉県の第1回緊急

●コロナ禍における埼玉県の休日昼間滞在人口減少エリア

メッシュID	休日昼間の滞在人口の平均値(人)		a→b 減少率	エリアに含まれる 主な施設
	2019年 4～5月(a)	2020年 4～5月(b)		
53395323	16,848	1,792	-89.4%	西武球場前駅・ペルーナドーム
53396587	16,964	2,528	-85.1%	埼玉スタジアム2002
53395370	14,426	3,147	-78.2%	三井アウトレットパーク入間
53396433	14,754	3,601	-75.6%	ららぽーと富士見
53396656	25,777	7,179	-72.2%	イオンレイクタウン
53396570	37,703	13,406	-64.4%	さいたま新都心駅・スパ・アリーナ・コソシティ
53396639	11,338	4,058	-64.2%	ららぽーと新三郷
53396489	44,910	23,257	-48.2%	大宮駅・ソニックシティ・そごう大宮店
53396655	18,437	11,133	-39.6%	レイクタウン駅と北側
53396580	30,837	19,275	-37.5%	大宮駅東口・大宮高島屋
53396568	12,693	8,055	-36.5%	イオン浦和美園
53396398	26,307	17,444	-33.7%	本川越駅
53396532	35,060	24,231	-30.9%	浦和駅
53397308	16,673	11,790	-29.3%	川越熊野神社・時の鐘
53396590	15,241	11,334	-25.6%	大宮氷川神社参道
53396301	11,928	8,909	-25.3%	入間市駅南側・自衛隊入間基地
53397409	13,953	10,817	-22.5%	鉄道博物館
53397670	19,780	15,618	-21.0%	春日部駅
53396388	21,437	17,041	-20.5%	川越駅
54391361	14,816	11,942	-19.4%	熊谷駅
53397419	17,487	14,132	-19.2%	大宮東大成町・ステラタウン
53395592	14,767	12,522	-15.2%	イオンモール北戸田
53396506	11,126	9,767	-12.2%	イオンモール川口前川
53395347	27,337	24,589	-10.1%	所沢駅

資料:国土交通省「全国の人流オープンデータ・滞在人口1kmメッシュデータ」
(注)アプリユーザーごとに地域に応じた拡大推計を行い、メッシュ・市町村単位で人口値を集計し、人口値を滞在時間で按分して換算人口値を算出している。

急事態宣言期間は2020年4月7日～5月25日であることから、2019年4～5月の休日昼間(11時台～14時台の平均)の滞在人口が1万人以上のメッシュについて2020年4～5月の滞在人口の減少率を算出した。イベント等の集客施設や大規模商業施設のあるエリア、ターミナル駅周辺の減少率が高い。

地域別の状況

次に、商業・イベント等の特定の大型施設の影響を過大に受けないと考えられるエリアとして、大宮、浦和、川越に加え、川越とは性格の異なる観光地として秩父を加えた4エリアを見ることにする。

①大宮駅周辺エリア

JR大宮駅西口(メッシュID:53396489)及び東口(同53396580)のエリア。主な施設として、ソニックシティ、そごう大宮店、大宮高島屋などがある。

●大宮駅周辺エリア



このエリアの休日の昼間滞在人口の2019年平均は79,093人で、最も減少した2020年4月は2019年平均に対して-47.5%となった。

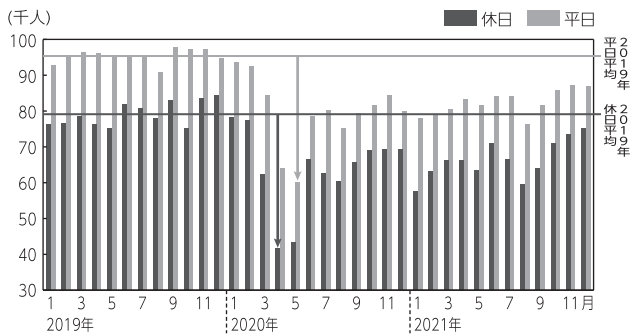
平日昼間の2019年平均は95,342人で、最も減少した5月は2019年平均に対して-36.9%となった。

休日・平日とも2020～2021年を通して2019年の水準には戻っていない。

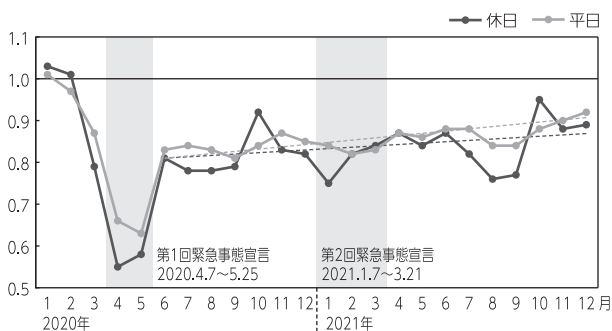
2020～2021年各月の昼間滞在人口を2019年同月との対比で推移を見ると、2020年6月以降休日・平日とも昼間滞在人口は緩やかな回復傾向にあることがわかる。しかし、休日の方が変動が大きく回復の勢いがやや弱い。また、2021年1月7日の第2回緊急事

態宣言は、当初は休日の滞在人口に影響を与えたが、平日はほとんど影響を受けていない。

●昼間滞在人口の推移(大宮駅周辺エリア)



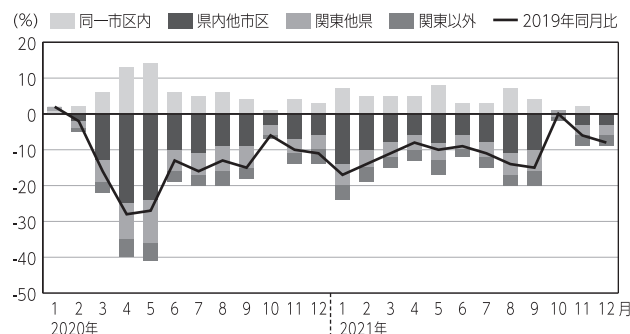
●昼間滞在人口の推移(大宮駅周辺エリア2019年同月=1.0)



資料:国土交通省「全国の人流オープンデータ・滞在人口1kmメッシュデータ」

次に、大宮区全体の休日昼間滞在人口のFrom-Toデータをもとに、2019年同月比の推移と居住地別寄与度を示した。対象エリアが広いため2019年同月比は大宮駅周辺エリアと異なるが、波形は似通っている。寄与度の合計が2019年同月比の増減率(実線)となる。大宮区内住民の滞在人口が増えた反面、区外からの減少は大きく、特に県外からは2021年後半になっても戻りが遅い。大宮駅周辺エリアの状況を色濃く反映していると思われる。

●大宮区の休日昼間滞在人口の増減率(2019年同月比)と居住地別寄与度



資料:国土交通省「全国の人流オープンデータ・From-Toデータ」

②浦和駅周辺エリア

JR浦和駅の北側(メッシュID:53396532)及び南側(同53396522)のエリアで、伊勢丹浦和店、浦和PARCOなどがある。

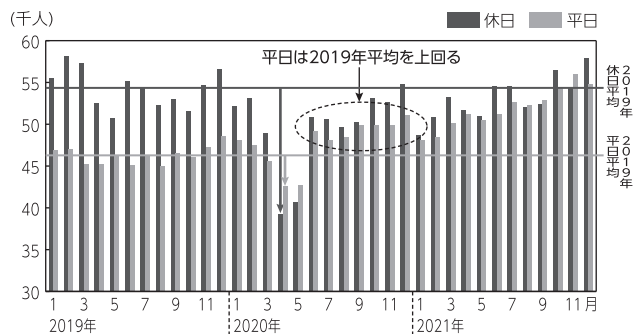
このエリアの休日の昼間滞在人口の2019年平均は54,328人で、最も減少した2020年4月は2019年平均に対して-27.6%であった。

平日昼間の2019年平均は46,283人で、2020年4月は2019年平均に対して-8.0%にとどまり、6月以降は2019年平均を上回っている。

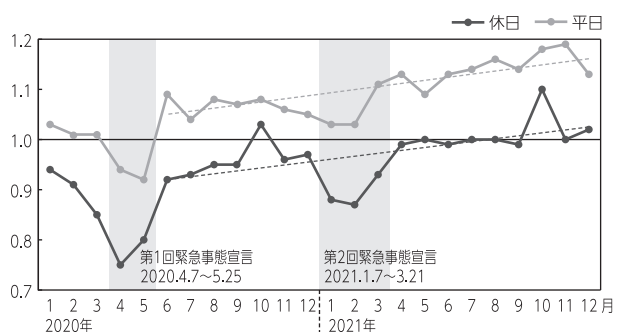
●浦和駅周辺エリア



●昼間滞在人口の推移(浦和駅周辺エリア)



●昼間滞在人口の推移(浦和駅周辺エリア、2019年同月=1.0)



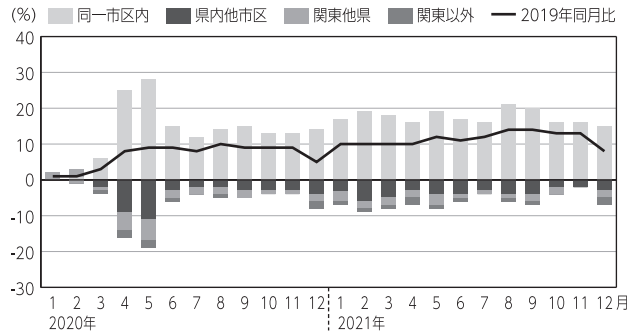
資料:国土交通省「全国の人流オープンデータ・滞在人口1kmメッシュデータ」

2019年同月比の昼間滞在人口では、休日は第2回緊急事態宣言による落ち込みがあったものの、宣言解除後は2019年の水準を取り戻している。

平日は2020年6月以降、2019年同月を上回って増加傾向にある。居住地の性格が強い地域はステイホームによる滞在人口増加の寄与度が大きいと考えられる。浦和区全体のFrom-Toデータでは、第1回の宣言以

降、平日の昼間滞在人口は区外からの寄与度が(-)でも、区内が増加したことで2019年同月比(+)を維持している。浦和駅周辺エリアは、区内からの誘引を伴って平日の滞在人口を増加させたと推測される。人流の範囲が近隣主体の様相を強めている。

●浦和区の平日昼間滞在人口の増減率(2019年同月比)と居住地別寄与度



資料:国土交通省「全国の人流オープンデータ・From-Toデータ」

③本川越駅周辺エリア

西武鉄道本川越駅(メッシュID:53396398)及び北側(同53397308)のエリアで、時の鐘や蔵の街並みなどの観光施設、クレアモールなどがある。

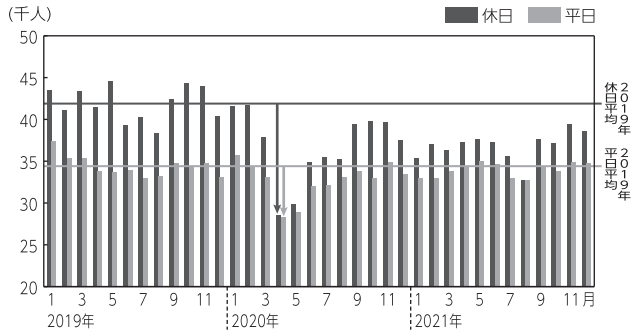
●本川越駅周辺エリア このエリアの休日の昼間滞在人口の2019年平均は41,905人で、最も減少した2020年4月は2019年平均に対して-31.8%であった。



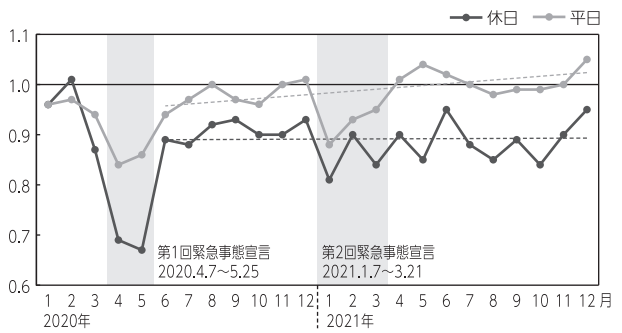
平日昼間の2019年平均は34,399人で、2020年4月は2019年平均に対して-17.6%となっている。

2019年同月比の昼間滞在人口を見ると、休日・平日とも第2回緊急事態宣言の影響を受けたが、平日は緩やかに回復し、2021年4月以降は2019年の水準にほぼ復帰している。他方、休日は2021年にかけて2019年の水準を回復するには至っていない。

●昼間滞在人口の推移(本川越駅周辺エリア)



●昼間滞在人口の推移(本川越駅周辺エリア2019年同月=1.0)



資料:国土交通省「全国の人流オープンデータ・滞在人口1kmメッシュデータ」

④西武秩父駅周辺エリア

西武秩父駅(メッシュID:53397086)及び北側(同53397096)の秩父鉄道秩父駅が含まれる。

このエリアの休日の昼間滞在人口の2019年平均は13,120人、平日の平均は12,309人だが、第1回緊急事態宣言前後の滞在人口は休日・平日ともに2019年の平均を上回った。

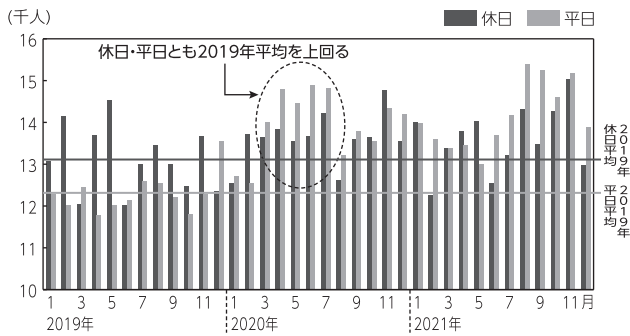
2019年同月比の昼間滞在人口を見ると、平日は一貫して2019年同月比(+)を維持しており、2割増の月も多い。休日は同月比(-)の月が散見されるが、全体的には(+)となっている。

●西武秩父駅周辺エリア

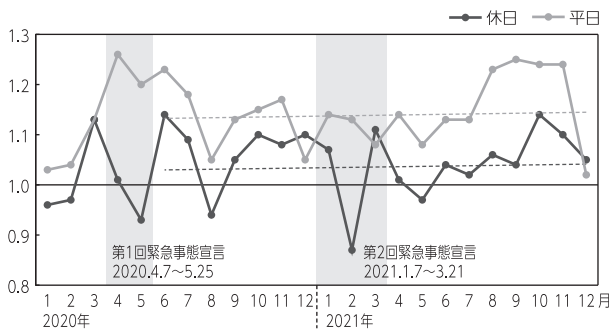
観光名所が市内に点在することから、秩父市全体のFrom-Toデータは観光の実情を表しやすいと考えられる。秩父市全体の休日昼間滞在人口は2020年4~5月に減少し、その後はほぼ前年同月並みを維持している。居住地別寄与



● 昼間滞在人口の推移 (西武秩父駅周辺エリア)



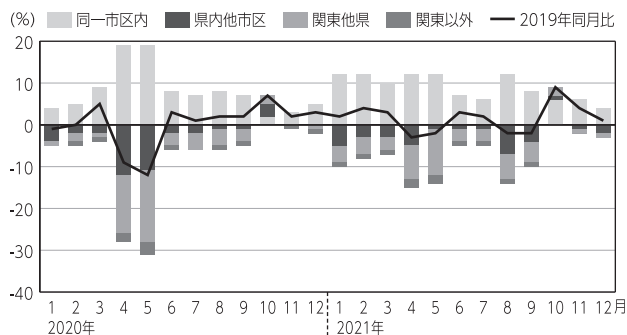
● 昼間滞在人口の推移 (西武秩父駅周辺エリア、2019年同月=1.0)



資料:国土交通省「全国の人流オープンデータ・滞在人口1kmメッシュデータ」

度では、同一市内の滞在人口への寄与度が高い。市外からの寄与度は(-)の月が多く、観光需要の回復には至っていないと推察されるが、2020・2021年とも10月の紅葉シーズンは市外からの滞在人口の寄与度が(+)となっている。

● 秩父市の休日昼間滞在人口の増減率 (2019年同月比) と居住地別寄与度



資料:国土交通省「全国の人流オープンデータ・From-Toデータ」

在人口が大きく減少したが、第2回の減少は第1回より緩やかであった。④秩父では影響が少なかった。

平日の第1回は休日に比較して減少度合いが小さかった。④秩父で増加となったのはステイホームによる影響が大きいと考えられ、域外からの流入の減少(-)を域外への流出の減少(+)が上回った結果である。第2回は増減が弱まり効果が薄れたが、②浦和は第1回の(-)から第2回には(+)に転じている。

● 緊急事態宣言の効果 (昼間滞在人口2019年同月=1.0)

	休日の期間中平均		平日の期間中平均	
	第1回	第2回	第1回	第2回
①大宮駅周辺	↘ 0.56	↘ 0.81	↘ 0.65	↘ 0.83
②浦和駅周辺	↘ 0.78	↘ 0.89	↘ 0.93	↗ 1.06
③本川越駅周辺	↘ 0.68	↘ 0.85	↘ 0.85	↘ 0.92
④西武秩父駅周辺	↗ 0.97	↗ 1.02	↗ 1.23	↗ 1.11

人流データの活用に向けて

今回用いた人流データは携帯電話の位置情報を利用している。緊急事態宣言下で増加した同一市区内居住者の滞在人口はステイホームの影響が大きく、その多くは自宅外で活動していない可能性もある。経営・経済的な視点ではそうしたアクティブではない滞在人口の増加にどうアクセスするかが、コロナ禍での大きな課題であったと言えよう。

公開データの限界として、1kmメッシュはデータ単位として大きすぎ、特性の異なるエリアの混在を許してしまう。From-Toデータも地域経済を捉えるにはエリアを絞ったカスタマイズが必要だろう。データの把握方法や特性の理解が分析の前提となる。

そうした意味で岡山市が公開する複数の商業エリアの人流データ^(注)は、イベントの効果測定、動向の客観的判断を行う上で興味深い。データが得られれば、地元自らが自身の活動を評価することもできる。利用価値の高いデータの公開が進み、その活用が地域の活性化に繋がることを期待したい。

(注) <https://www.city.okayama.jp/shisei/0000031965.html>

緊急事態宣言の効果

第1回と第2回の緊急事態宣言の効果を、2019年同月比昼間滞在人口の期間中平均値で比較した。

休日は①大宮、②浦和、③川越とも第1回では滞

地方創生から デジタル田園都市国家構想へ

主席研究員 萩原 淳司

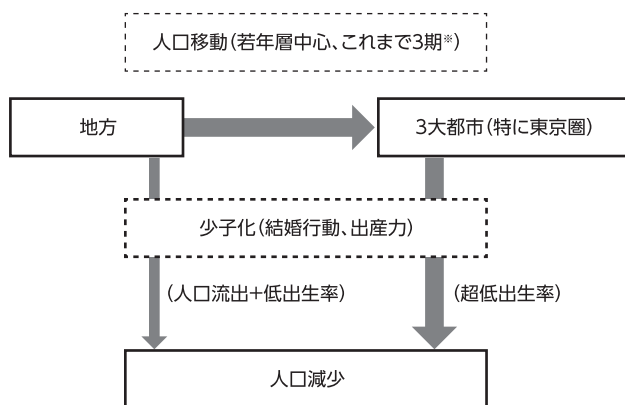
はじめに

「年内を目途に、国においてまち・ひと・しごと創生総合戦略を抜本的に改訂し、デジタル田園都市国家構想総合戦略(仮称)を策定する」ことが示されたデジタル田園都市国家構想基本方針(以下、基本方針とする)が、2022年6月7日に閣議決定された。まち・ひと・しごと創生(地方創生)が、デジタル田園都市国家構想に置き換わることが正式に表明されたことになる。この時点で、地方創生の経緯と成果について振り返り、デジタル田園都市国家構想への展開について論じたい。

安倍内閣の地方創生 (2014年9月～2020年9月)

【地方創生のきっかけ】

地方創生は、安倍政権の主要政策だが、民間団体の提言をきっかけとする。それは、2014年5月に公表された日本創成会議・人口減少問題検討分科会(座長:増田寛也東京大学大学院客員教授)提言「ストップ少子化・地方元気戦略」である。その中で「地方から大都市(東京圏)への若者(男女)の流出は、人口減少に拍車をかけている」として以下の図が示されている。



*第1期は1960～70年代の高度成長期、第2期は1980～90年代のバブル経済期、第3期は2000年以降の製造業拠点の海外移転による地方経済悪化期。

提言は「地方からの人口流出がこのまま続くと、人口の再生産力を示す「若年女性(20～39歳)」が2040年までに50%以上減少する市町村が896(全体の49.8%)にのぼると推計される。これらの市町村は、いくら出生率が上がっても将来的には消滅するおそれが高い」と主張した。消滅可能性都市として市区町村名が喧伝され、提言をまとめた増田寛也編「地方消滅-東京一極集中が招く人口急減」(中公新書)はベストセラーとなり、新書大賞を獲得した。

【法律】

このような動きを受けて、2014年9月に、まち・ひと・しごと創生本部が設置され(閣議決定)、同年11月に、まち・ひと・しごと創生法が公布された。

まち・ひと・しごと創生法の目的は「我が国における急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくため」(第1条)とされている。

同条では「国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成、地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保及び地域における魅力ある多様な就業の機会の創出を一体的に推進すること」を「まち・ひと・しごと創生」としているが、一般には「地方創生」がその同義語として多用されている。「地方創生」は、その時点では造語だったが、地方の振興全般を指す用語として定着し、まち・ひと・しごと創生法に基づかない予算や事業にも使われている。例えば、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、2022年9月までに17兆1,260億円が補正予算・予備費として計上されているが、まち・ひと・しごと創生法には基づいていない。

【計画】

同法第8条で、国に策定が義務付けられた計画として、まち・ひと・しごと創生総合戦略(以下、総合戦

略とする)がある。最初の総合戦略は2014年12月に閣議決定され、その期間が5年の計画なので、現在は、第2期の総合戦略が推進されている。

最初の総合戦略を策定した後、国では毎年6月に総合戦略の基本方針、12月に改訂版を策定し、時流の変化に対応してきた。しかし、最新の総合戦略の基本方針は、2021年6月閣議決定の「まち・ひと・しごと創生基本方針2021」で、最新の総合戦略の改訂版は、2020年12月閣議決定の第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(2020改訂版)である。策定が途切れているのは、デジタル田園都市国家構想への移行のためと考えられる。

同法9、10条で策定が努力義務とされる都道府県、市区町村のまち・ひと・しごと創生総合戦略(以下、地方版総合戦略とする)は、ほぼ全ての都道府県と市区町村が策定し、現在は、国の第2期の総合戦略を勘案し見直した地方版総合戦略が推進されている。

【予算】

地方創生関連予算としては、地方創生推進交付金と地方創生拠点整備交付金がある。前者の令和4年度当初予算額は532億円、後者は70億円である。

地域再生制度に基づき、地方版総合戦略に掲載されている事業について地方自治体に交付されてきた。

【組織】

同法11条によりまち・ひと・しごと創生本部が内閣に、その下に、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局(地方創生の企画・立案、総合調整)と内閣府地方創生推進事務局(地方創生に関する法律・予算・制度の運用)が置かれた。

なお、地方創生に関する全般または特定の課題について調査審議、検討等のため「まち・ひと・しごと創生会議」「地方創生テレワーク推進に向けた検討会議」「地域しごと創生会議」「わくわく地方生活実現会議」「地域魅力創造有識者会議」などの会議が設置されてきたが、それらの会議の構成員・委員を増田寛也氏が歴任している。

地方創生の評価

約8年間取り組まれてきた地方創生であるが、その目標を「人口の減少に歯止め」「東京圏への人口の過度の集中を是正」とするならば、両方とも達成できていない。出生数は減少を続け、2014年の100万人から2021年の81万人に減少している。合計特殊出生率は、同じく1.42から1.30に下がっている。東京都と他県の労働生産性の格差(最大1.5倍)と賃金の格差(最大1.6倍)が大きく(2018年)、東京圏転入超過数は、81,699人(2021年)であり「東京圏と地方との転出入均衡達成目標はいまだ達成できていない」(基本方針)との評価である。さらに「地方には・・・産業空洞化などの社会課題がある」(基本方針)との認識がなされていることから、これまでの地方創生の取組は厳しい評価を受けざるを得ない。

菅内閣(2020年9月～2021年10月)のデジタル改革

菅内閣の主要政策は、デジタル改革である。2001年のIT基本法に代わるデジタル社会形成基本法、デジタル庁設置法を含むデジタル改革関連6法が、2021年5月に成立し、同年9月から施行された。

国は、新型コロナウイルス感染症対策のシステムを2020年4月から相次ぎ立ち上げたがトラブルが多数発生し、それを後に初代デジタル庁長官となる平井デジタル改革担当大臣は「デジタル敗戦」と呼んだ。菅首相(当時)は「指摘されてきた課題を一挙に解決」し、デジタルを「次の成長の原動力」にするとした。

岸田内閣のデジタル田園都市国家構想では「デジタルは・・・新しい付加価値を生み出す源泉でもある」(基本方針)と位置付けるのは、この流れを汲んだものと言える。

岸田内閣（2021年10月～）の デジタル田園都市国家構想

デジタル田園都市国家構想は、岸田内閣が提唱する「新しい資本主義」の重要な柱の一つとされる。

地方創生と比較できるように同じ項目で整理する。

【法律】

基本方針では、まち・ひと・しごと創生法の枠組みを有効に活用するとしており、2022年10月からの第201回国会では同法の改正はされない見込みである。

【予算】

関連予算としては、デジタル田園都市国家構想推進交付金が、令和3年補正予算で200億円が計上された。さらに令和5年度の概算要求として1,200億円と「デジタル田園都市国家構想の実現を加速化するための経費」が事項要求されている。

基本方針では、地方創生推進交付金、地方創生拠点整備交付金及びデジタル田園都市国家構想推進交付金を、新たに「デジタル田園都市国家構想交付金」として位置付け、デジタル田園都市国家構想による地方の活性化に向けた支援を進める、としている。

【組織】

2022年10月末時点では、内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局（地方創生の企画・立案、総合調整）と内閣府地方創生推進事務局（地方創生に関する法律・予算・制度の運用）が設置されている。

デジタル田園都市国家構想実現会議（設置は内閣総理大臣決裁による）が2021年11月から2022年6月まで8回開催され、基本方針（案）がまとめられた（6月9日閣議決定）。9月29日開催の第9回ではデジタル田園都市国家構想総合戦略（仮称）の策定方針等が議論された。

【計画】

基本方針では、年内（2022年中）を目途に国において、まち・ひと・しごと創生総合戦略を抜本的に改訂し、デジタル田園都市国家構想総合戦略（仮称）を策定する、その際、デジタル技術を活用し日本全体の改造等に取り組むことにより、構想を実現するための中長期的な取組の基本的な方向を提示する、とし、

地方は改訂された国の総合戦略に基づき、コロナ禍やデジタル技術の浸透・進展など時宜を踏まえて、目指すべき地域像を再構築し、地方版総合戦略を改訂するよう努め、具体的な地方活性化の取組を果敢に推進する、とある（以下、改訂された地方版総合戦略を、改訂地方版総合戦略とする）。

デジタル田園都市国家構想と 地方創生の関係

第1回デジタル田園都市国家構想実現会議において、地方創生の端緒をつくり、その後の経過を多くの会議の委員等として見てきた増田寛也氏（肩書は日本郵政株式会社取締役兼代表執行役社長）は「これまで歴代内閣が地方創生を進めてまいりましたが、地方での仕事づくり、それから医療や教育の質の向上というのは、なかなか困難でありまして、結局、東京への一極集中を生んできた、こういう実態がございます。しかし、デジタル技術でこうした隘路が解決をされる」と、デジタル技術に期待を示した。「岸田内閣がデジタルと地方創生をかけ合わせて、デジタル田園都市国家構想を推進するというのは、まさに時宜を得た政策であると思います」とも発言している。

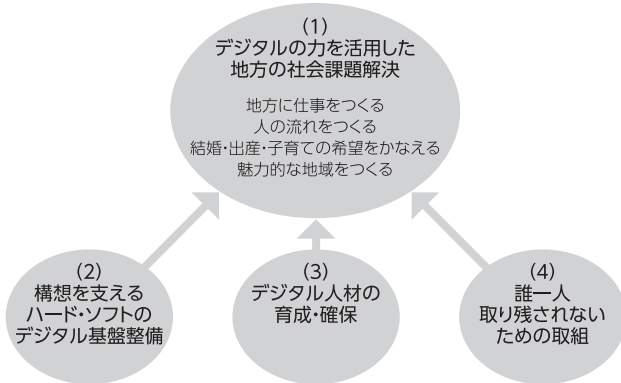
第9回会議への提出資料でも「デジタル田園都市国家構想は地方創生の新たな旗印」と地方創生との連続性を強調している。この観点からは、デジタル技術は、地方創生への再チャレンジのツールといえる。

基本方針において、デジタル田園都市国家構想の実現に向けた方向性・取組方針として、(1) デジタルの力を活用した地方の社会課題解決、との柱の下に、①地方に仕事をつくる、②人の流れをつくる、③結婚・出産・子育ての希望をかなえる、④魅力的な地域をつくる、という4つの類型に分類して、取組を推進している。この4つの類型は、国の総合戦略の4つの基本目標に対応し、デジタル技術により地方創生に取り組むのならば(1)だけで十分かもしれない。しかし、それに加えて(2) デジタル田園都市国家構想を支えるハード・ソフトのデジタル基盤整備、(3) デジタル人材の育成・確保、(4) 誰一人取り残されないため

の取組、が柱としてあげられている。

それらは、デジタル社会形成のための基盤整備に加え、人の教育と社会関係の変革ともいえる広い分野に及んでいる。

●デジタル田園都市国家構想とは



内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局HPIに加筆

そのような観点からは、デジタル田園都市国家構想は、単に地方創生への手法を変えての再チャレンジではなく、デジタル技術をテコにした社会変革計画とも言える。基本方針に「日本全体の改造」とあるように、デジタル田園都市国家構想は、国レベルでは日本社会全体の、地方レベルでは地域社会全体のDX（デジタルトランスフォーメーション）計画といえるかもしれない（DXは「デジタル技術の導入を契機として、ビジネスモデルやライフスタイル全体をより良い方向に変革すること」とされる）。

自治体DX推進計画との関係

基本方針に示された改訂地方版総合戦略と、自治体DX推進計画（2020年12月公表、2022年9月改訂）との関係も整理しておきたい。

自治体DX推進計画は「デジタル・ガバメント実行計画」（2020年12月閣議決定）における自治体関連の各施策について、総務省が、自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を具体化するとともに、総務省及び関係省庁による支援策等を取りまとめたものである。重点取組事項として、①自治体の情報システムの標準化・共通化、②マイナンバーカードの普及促進③行政手続のオンライン化、④AI・RPAの利用推進、⑤テレワークの推進、⑥セキュリティ対策の徹底、が

あげられ、行政内部と行政サービスのデジタル化に焦点が絞られており、地域社会全体のDX計画ともいえる改訂地方版総合戦略とは対象と範囲が異なる。

デジタル田園都市国家構想の実現への懸念

デジタル田園都市国家構想が、デジタル技術による社会の変革を求める計画ならば、その実現には社会的な合意と支持が不可欠と思われる。しかし、「デジタル敗戦」後も、行政・民間両分野でデジタル技術への期待や信頼が失われるような情報システム関連のトラブルが相次いでおり、構想に対する逆風といえる。

また、基本方針の(2) デジタル田園都市国家構想を支えるハード・ソフトのデジタル基盤整備、(3) デジタル人材の育成・確保、については全国で統一した基準が必要なため、国主導で進むとしても、(4) 誰一人取り残されないための取組、にうたわれるデジタル推進委員の展開（2022年度に全国2万人以上でスタート）や「地域ICTクラブ」の普及促進には、地方自治体や地域の力が不可欠である。にもかかわらず、マイナンバーカードの普及や情報システムの標準化・共通化の推進のため、地方自治体の負担は既に重くなっている。3年近くにわたる新型コロナウイルス感染症の流行や、相次ぐ台風や豪雨などの自然災害により、地方自治体や地域が疲弊していることも構想の実現に対する懸念材料である。

さらに、比較的経済状況の良かったアベノミクス2年目の2014年と異なり、円安、エネルギー価格・物価高騰の対策に追われる現在の景況もマイナス要因といえる。

多くの課題はあるものの、デジタル田園都市国家構想は、まだ、基本方針の段階であり、国には年内に公表されるデジタル田園都市国家構想総合戦略（仮称）と、地方自治体や社会に理解と参加を広げる取組に期待したい。

令和4年度 地域研究レポート集

発行 公益財団法人 埼玉りそな産業経済振興財団
〒330-0063 さいたま市浦和区高砂2-9-15
TEL : 048-824-1475 FAX : 048-824-7821
ホームページアドレス <https://www.sarfic.or.jp/>